

第4次吹田市地域福祉計画

(案)

本案は、第4次吹田市地域福祉計画（事務局案）をもとに集約した地域福祉計画推進専門分科会策定部会意見（2/3 開催・3/24 開催）及び庁内意見（2/1 依頼・2/17 締切）を踏まえ、まとめ直したものです。

令和3年4月21日時点

吹 田 市

目 次

第1章 第4次地域福祉計画策定の趣旨など	1
1 地域福祉とは	1
2 計画策定の背景と趣旨	3
(1) 策定の背景	3
(2) 計画の趣旨	3
3 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現	4
4 計画の概要	5
(1) 計画の位置づけ(役割)	5
(2) 既存計画との関係	5
(3) 計画期間	6
(4) 地域福祉の「圏域」の考え方	7
(5) 策定体制	8
5 計画の推進と進行管理	9
(1) 計画の推進体制	9
(2) 市と社会福祉協議の連携による推進	9
(3) 計画の進行管理	9
第2章 吹田市の地域福祉の現状と課題	11
1 市の沿革と地域の特性(ブロック別)	11
(1) 市の沿革	11
(2) 地域の特性(ブロック別)	12
2 第3次吹田市地域福祉計画における重点施策の主な取組状況	14
3 統計データにみる本市の状況	17
(1) 人口動向、世帯構造の変化	17
(2) 支援を必要とする人の状況	19
(3) 相談等への対応	22
4 本市における地域活動の状況	24
(1) 地区福祉委員会	24
(2) 民生委員・児童委員	25
(3) 自治会活動	26
(4) 高齢クラブ	26
(5) ボランティア・NPO活動など	27

5	計画策定の取組	29
	(1) 地域福祉に関する実態調査の実施	29
	(2) 地域福祉市民フォーラムの実施	45
	6 吹田市の地域福祉における課題の整理	48
第3章	地域福祉計画の基本方向	51
1	計画の基本理念及び目標	51
	(1) 公民協働による地域福祉活動の推進	52
	(2) 総合的支援のネットワークの構築	52
	(3) 地域福祉活動推進の基盤整備	53
第4章	施策の展開	54
	計画の施策体系	54
	具体的施策における【5つの重点施策】	55
	基本目標1 公民協働による地域福祉活動の推進	59
	施策の方向1 お互いの顔の見える関係づくり	59
	具体的施策1 地域住民間の交流促進【重点 施策 】	
	具体的施策2 地域活動・ボランティア活動の促進【重点 施策 】	
	施策の方向2 福祉活動の担い手づくり	60
	具体的施策1 人権・福祉に関する意識の向上	
	具体的施策2 地域福祉を担う人材の育成・確保	
	基本目標2 総合的支援のネットワークの構築	61
	施策の方向1 権利擁護の推進	61
	具体的施策1 高齢者や障がい者等への理解の促進	
	具体的施策2 成年後見制度の利用促進【重点 施策 】	
	施策の方向2 地域福祉のセーフティネットの拡充	62
	具体的施策1 包括的な相談支援体制の構築【重点 施策 】	
	具体的施策2 地域の安心・安全を支える体制の充実【重点 施策 】	
	基本目標3 地域福祉活動推進の基盤整備	64
	施策の方向1 地域福祉活動に関する支援	64
	具体的施策1 地域で活動する諸団体への支援	
	具体的施策2 社会福祉協議会等の活動支援	
	施策の方向2 交流の場、活動拠点の整備	66
	具体的施策1 みんなの居場所づくり	
	具体的施策2 地域福祉活動の拠点の整備	
	施策の方向3 暮らしと健康を支える福祉サービスの充実	67
	具体的施策1 福祉や子供・子育てに関する制度の充実	
	具体的施策2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実	
	具体的施策3 青少年の健全育成	
	具体的施策4 誰もが暮らしやすい生活環境の形成	
	具体的施策5 就労と働きやすい環境づくりへの支援	

第1章 第4次地域福祉計画策定の趣旨など

1 地域福祉とは

地域福祉とは、全ての人が尊厳を持って自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心、安全に暮らし続けることができるよう、地域に暮らす人々が主体となり、行政、関係機関などと連携・協働し、地域における生活課題などの解決や改善に向けて取り組むものです。

【表1】主な地域福祉活動及び取組概要

主な地域福祉活動	取組概要
自治会活動	一定の区域内に住む人々が、より良い環境・充実した生活が営まれるようお互いに協力し合い、運営している任意の自治組織です。活動内容や活動形態は自治会によって異なりますが、夏祭りや市民体育祭などの親睦活動、防災・防犯などの安心安全活動、地区清掃などの環境整備活動など、各地域において様々な活動が行われています。
地区福祉委員会活動	地域住民によって組織され、おおむね小学校区ごと（市内33）に地区福祉委員会があります。地域での声かけ・見守り活動、ふれあい昼食会や子育てサロンなどを中心に、地域住民同士のつながり・助け合いの関係づくりを進めるために活動しています。
民生委員・児童委員活動	自らも地域住民の一員として、日頃から地域での声かけ・見守り活動、福祉や子育てなどに関する相談支援を行うボランティアです。地域住民の中から選ばれ、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。
更生保護活動	犯罪や非行をした人の立ち直りを社会の中で見守り、地域の中で支えていく取組です。保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会をはじめ、様々な地域のボランティアが協力して、更生保護に関する取組を行っています。
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を地域で温かく見守るサポーターのことで、声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けなどを行っています。認知症サポーターになるためには「認知症サポーター養成講座」を受講する必要があります。
各種ボランティア活動	本市では多数の団体が多種多様な活動を行っています。誰でも自分のできる範囲内でボランティア活動に参加できるよう、ボランティアセンターや市立市民公益活動センター（ラコルタ）で、ボランティア活動に関する情報提供や活動を円滑に行うためのサポートを行っています。

本市では、自治会活動や地区福祉委員会活動など、自分たちの暮らしをより良くするために様々な地域福祉活動が行われています（表1参照）。また、困りごとをひとりで抱え込まず、関係機関が連携して解決に向けて取り組むための相談機関が数多く設置されています（表2参照）。

地域福祉の推進においては、地域における生活課題や現状を明らかにしたうえで、地域を構成する住民、行政、地域団体、関係機関、福祉事業所など、あらゆる主体が連携・協働し、相互に役割を持ちながら、生活課題の解決に向けた仕組みや取組を計画的に推進する必要があります。

【表2】主な相談機関及び取組概要

主な相談機関	取組概要
吹田市社会福祉協議会	「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、社会福祉法に位置付けられている民間の自主組織です。地域の方々や福祉関係機関、ボランティア団体、当事者組織などで構成され、「誰もが安心して暮らせるまち」を目指して、行政や様々な団体などと連携しながら活動しています。また、地域に密着した生活・福祉の相談員として13名のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が配置され、地域と行政のつなぎ役として活動しています。
生活困窮者自立支援センター	生活保護に至る前の段階で様々な事情で生活や仕事などに困っている方（生活困窮者）に対して、関係機関と連携しながら、就労や安定した住居の確保等に必要情報の提供・つなぎ・支援を行っています。
地域包括支援センター	高齢者が地域で安心して暮らしていけるよう、介護・健康・生活、在宅療養、認知症、権利擁護に関する相談業務を実施するとともに、暮らしやすい地域づくりに向けて、関係機関とのネットワークづくりに取り組んでいます。
障がい者相談支援センター	障がいのある方などからの電話、来所などによる各種福祉に関する相談に応じ、必要情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援の連絡調整、障がい者の権利擁護などを行っています。
地域子育て支援センター	公立保育園と市の委託を受けた認定こども園・私立保育所やのびのび子育てプラザが、これまで蓄積されてきた子供のあそび・生活・健康に関する経験やノウハウを生かして、地域の保護者や子供たちの支援を行っています。

※巻末資料（●～●ページ）に、相談支援機関等一覧を掲載しています。

2 計画策定の背景と趣旨

(1) 策定の背景

近年、国全体における少子高齢化や核家族化の急速な進行等により、地域での人と人とのつながりは希薄になっています。また、情報通信技術等の進歩とともに生活環境は変化しており、価値観の多様化による世代間の意識の違い、頻発する大規模な自然災害など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会状況の中、本市においても、認知症などにより支援を必要とする高齢者の増加、社会問題となっているひきこもりなどによる社会からの孤立、虐待や暴力、ダブルケアや8050問題といった複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化するとともに、経済的に困窮している世帯や発達に支援を要する子供の増加、災害時要援護者支援の課題など、行政による分野ごとの支援体制だけでは解決が困難な地域生活の課題が生じています。

このような課題の解決に向けて、国においては、地域住民一人ひとりが自らの課題として、地域における様々な課題を受け止めながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく「地域共生社会」の重要性が示されており、本市においても、地域共生社会の実現に向けた取組を推進していくことが求められています。

(2) 計画の趣旨

本市では、平成28年（2016年）3月に「第3次吹田市地域福祉計画」を策定し、「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」を基本理念に、地域住民同士の交流促進、福祉活動の担い手づくり、相談支援体制の充実や福祉・保健・医療制度の充実など、地域福祉の推進に向けた様々な取組を展開してきました。

多くの都市で人口減少が進む中、近年、本市の人口は大きく増加しています。しかし、本市においても少子高齢化は着実に進み、いずれは人口が減りはじめることが予測されます。少子高齢化・人口減少の進展による医療や介護などの問題、子育てや介護をしている家庭の孤立、ひきこもりや虐待といった社会的な課題など、地域生活の課題が多様化・複雑化する中、その解決に向けては、地域で暮らす人々が主役となり、地域で活動する様々な団体・事業者や行政との協働のもと、地域づくりの取組を進めていくことが重要です。

本計画は、このような社会状況の変化や、国による法制度の見直しなどの動向を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちをめざし、地域福祉をさらに推進していくための方向性を示すために策定するものです。

3 社会福祉法の改正と地域共生社会の実現

少子高齢化・人口減少社会という我が国の大きな課題は、国全体の経済・社会の存続の危機に直結しています。この危機に対応するためには、地域の力を強化し、その持続可能性を高めることが必要であり、国では、地方創生や一億総活躍社会の実現に向けた取組が進められています。平成28年（2016年）6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「地域共生社会」の実現をめざすこととされました。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

この実現に向けた取組を進めるため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、住民相互の支え合い機能の強化、公的支援と協働して地域課題の解決を試みる体制の整備、複合的な課題に対応する包括的な支援体制の整備などを内容とする社会福祉法の一部が改正され、平成30年（2018年）4月1日に施行されました。

「地域共生社会」の実現に向けては、これまでの地域福祉推進の理念や基本目標の視点を大切にしながら、引き続き、地域福祉を推進していくことの重要性・必要性を踏まえて取組を進める必要があります。

4 計画の概要

(1) 計画の位置づけ（役割）

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉に関する5つの事項を一体的に定める「市町村地域福祉計画」に位置付けられるものであり、住民参加のもとに策定されるものです。

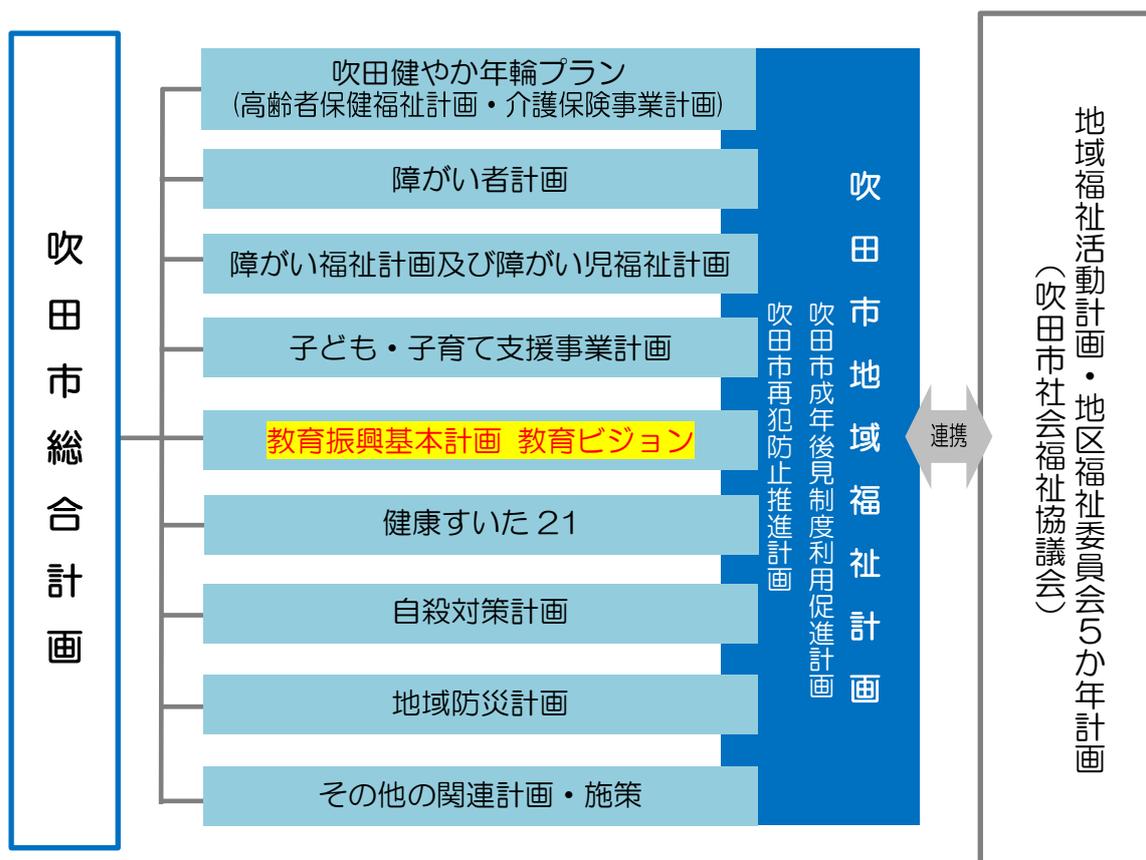
また、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年(2016年)5月施行）に基づき策定する「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進計画）」及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年(2016年)12月施行）に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

(2) 既存計画との関係

本計画は、吹田市第4次総合計画を上位計画とする福祉分野の個別計画であり、高齢者、障がい者、児童、子育て、**青少年の健全育成**、健康づくり、防災、その他関連する各分野の個別計画で示されている内容を地域福祉の視点から捉え、それらに共通する理念や方向性を盛り込むなど、分野別の個別計画との調和を図るものです。

また、本計画と連携・協力する計画として、吹田市社会福祉協議会や地域住民の立場から地域福祉を推進するために策定する「地域福祉活動計画・地区福祉委員会5か年計画」があります。この「地域福祉活動計画」は、吹田市社会福祉協議会が、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりをめざし、地域住民やボランティア団体、NPO、福祉事業者、行政などと協働しながら地域福祉を進めていくための計画であり、本計画とは車の両輪の関係にあります。「地区福祉委員会5か年計画」は地域住民が主体となって市内33地区福祉委員会ごとに策定した中・長期の計画です。内容を一部共有し、本計画の理念や仕組みの実現を支援する施策を盛り込むなどにより相互の連携を図っていきます。

■本市の他計画との関係



(3) 計画期間

本計画の期間は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間です。進行管理と必要に応じた見直しを行います。

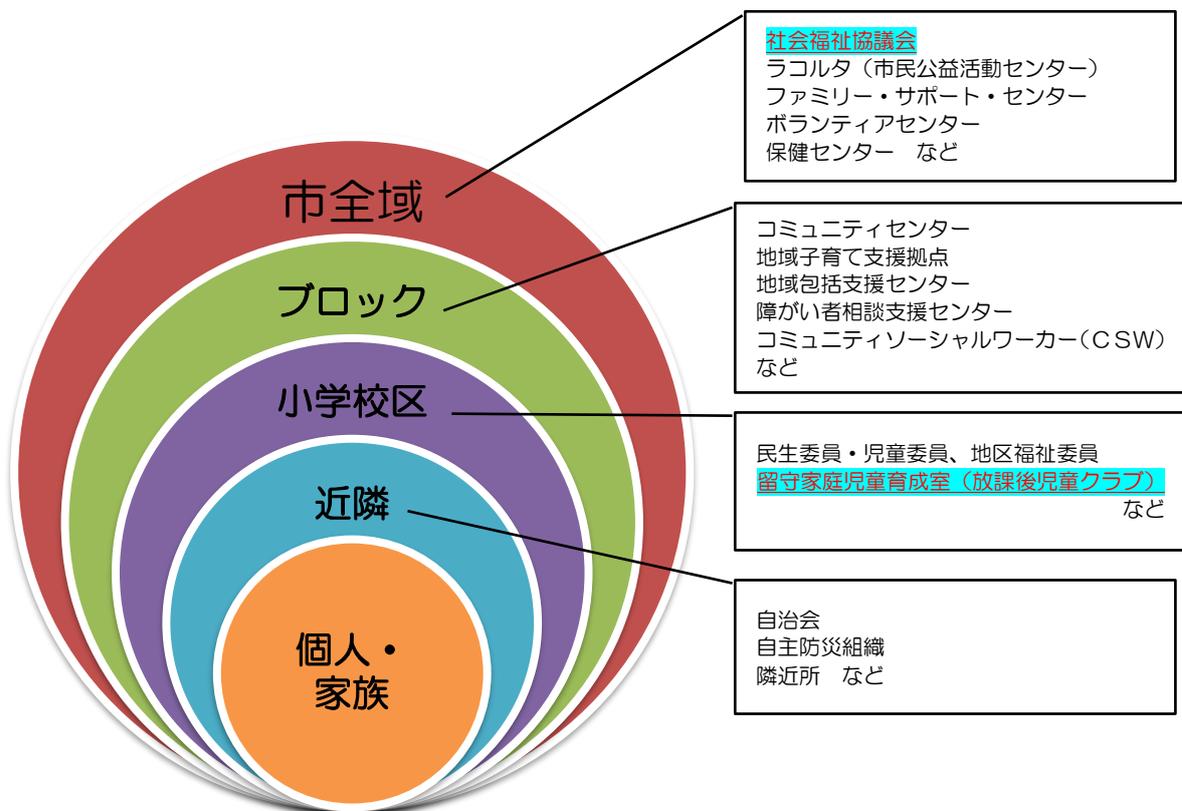
平成 28年度 (2016年度)	29年度 (2017年度)	30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	2年度 (2020年度)	3年度 (2021年度)	4年度 (2022年度)	5年度 (2023年度)	6年度 (2024年度)	7年度 (2025年度)	8年度 (2026年度)
第3次計画						第4次計画				

(4) 地域福祉の「圏域」の考え方

地域福祉を推進していくうえでの課題は、地域住民一人ひとりの生活に密着しています。このため、地域福祉の推進における「圏域」は固定的なものではなく、住民主体で展開される地域福祉活動、福祉サービスの内容や地域の実情などを踏まえて、それぞれにふさわしい圏域（エリア）を設定する必要があります。

本計画における「圏域」は、それぞれの取組内容に応じて、隣近所、自治会、小学校区、ブロック単位や全市域など多面的に捉えながら、それらを柔軟に組み合わせるなど重層的に考えます。

これにより、地域福祉活動の展開、助け合いや支え合いのネットワークの構築や福祉サービスの提供など、公民協働による地域福祉活動のさらなる推進をめざします。



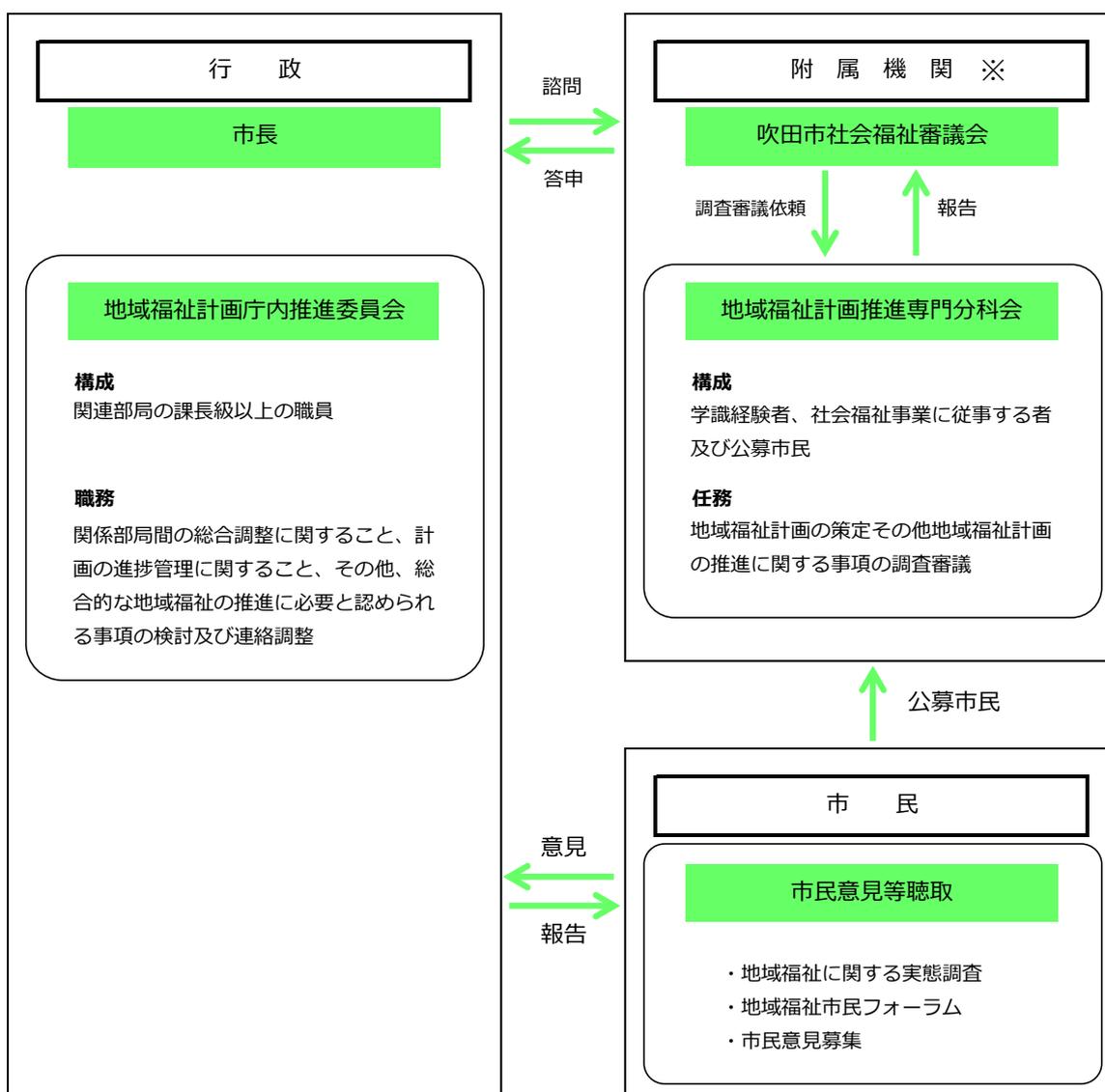
※本計画の12ページには、本市の地域の特性を示す一例として、「地域の特性（ブロック別）」を示しています。

(5) 策定体制

「吹田市社会福祉審議会」に対し、計画策定に係る諮問を行い、吹田市社会福祉審議会に設置した「地域福祉計画推進専門分科会」において調査審議を行いました。

庁内においては、関係部局の課長級以上の職員で構成される「吹田市地域福祉計画庁内推進委員会」を中心として、計画策定に関する検討を進めました。

庁内での検討及び吹田市社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会※において、吹田市民の福祉に関する実態調査の分析や計画素案の具体的な内容などについて審議が進められ、とりまとめられた計画案について答申を受けました。



※中核市移行に伴い、地域福祉計画推進委員会は社会福祉審議会の専門分科会に移行しました。

令和2年(2020年)3月まで 吹田市地域福祉計画推進委員会

令和2年(2020年)4月から 社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会

5 計画の推進と進行管理

(1) 計画の推進体制

地域福祉に関わる課題や取組は、福祉・保健・医療・住まい・就労・教育・人権・防災などの多岐にわたります。

このため、地域福祉推進の主役である地域住民をはじめ、地域団体、事業者、社会福祉協議会、ボランティアやNPOなどの地域福祉に関わる多様な主体と行政が一体となり、複雑化・複合化する地域生活の課題を把握し、その解決に向けて連携・協働を深めながら、計画を推進していきます。また、行政としては、部局間の連携や情報共有を促進するなど、いわゆる縦割りに捉われない横断的かつ柔軟な視点のもと、計画を推進していきます。

(2) 市と社会福祉協議会の連携による推進

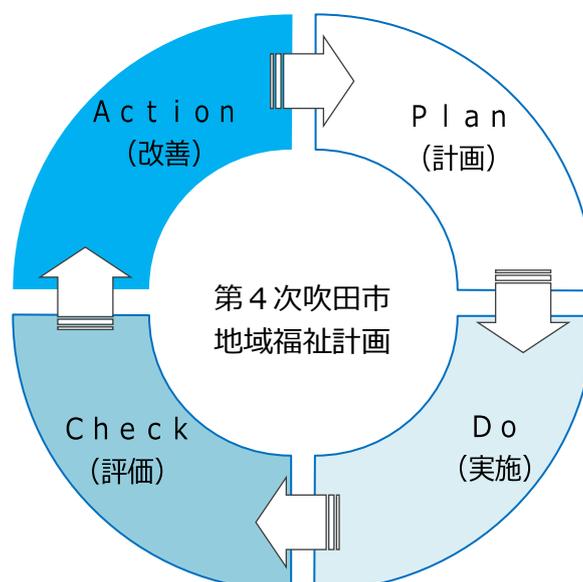
本市の地域福祉の推進において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体である吹田市社会福祉協議会との連携は欠かせません。本計画と吹田市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」の互いの理念や課題を共有するとともに、さらなる連携強化により、計画を推進していきます。

(3) 計画の進行管理

本計画の実施期間において地域福祉の取組が一層推進されるよう、地域福祉に関わる事業などの成果や進行状況を継続的に確認・評価していくことが重要です。

このため、主に「社会福祉審議会地域福祉計画推進専門分科会」において、Plan（計画）- Do（実施）- Check（評価）- Action（改善）のPDCAサイクルに沿って計画の進行管理を行い、効果的かつ効率的に取組を推進します。

また、評価にあたっては、総合計画や関連する個別計画などによる数値指標を活用するとともに、地域住民などとの協働による意識の変化のような数値化が難しい取組の成果などにも留意して行うことで、取組の改善や成果の向上を図ります。



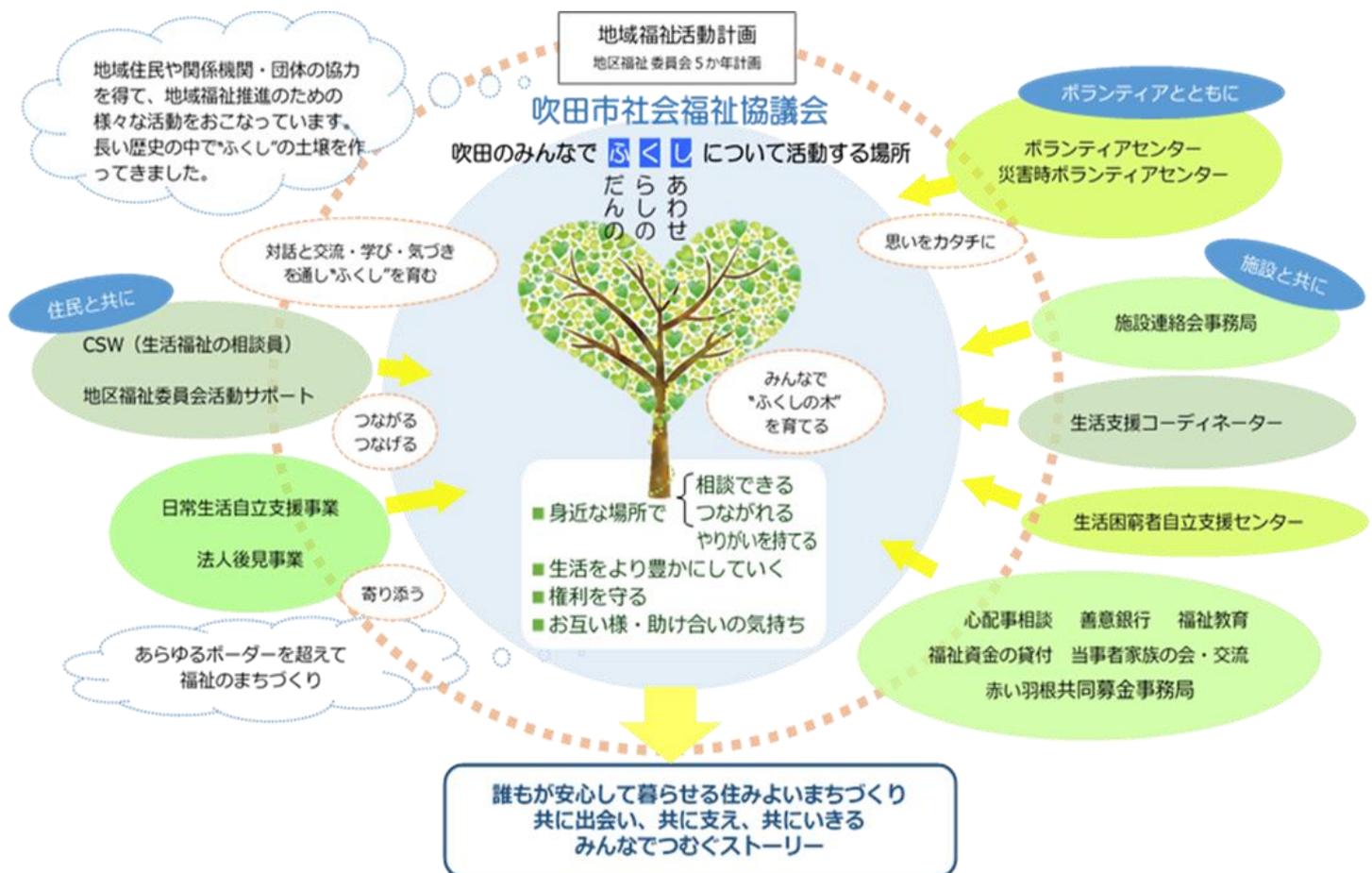
■社会福祉協議会について■

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられ、地域の方々や福祉・保健・医療などの関係機関や専門家、当事者組織などで構成されている民間の福祉団体（社会福祉法人）です。本市には、吹田市社会福祉協議会が設置されています。

吹田市社会福祉協議会では、市内33地区に組織された地区福祉委員会を中心に小地域ネットワーク活動を進めるなど、地域の福祉活動推進の要となって活動を展開しています。

さらに、ボランティアセンターの運営、寄附金や物品を市内の福祉施設や団体等に橋渡しをする「善意銀行」の取組や施設連絡会事務局など、多岐にわたる活動を行っています。

地域福祉は社会福祉協議会と一体的に推進することから、本計画の推進には、吹田市社会福祉協議会とのさらなる連携・協働を進めていく必要があります。



～地域共生社会をめざして～

第2章 吹田市の地域福祉の現状と課題

1 市の沿革と地域の特性（ブロック別）

（1）市の沿革

本市は、歴史的な面影を残す地域や、計画的な住宅開発や道路・公園などの整備が進められた地域、工業や商業が集積する地域など、様々な特性をもった地域から成り立っています。かつて東洋一といわれた吹田操車場跡地は、北大阪健康医療都市（健都）に生まれ変わり、健康寿命の延伸をめざした先進的な取組が進められています。日本初のニュータウンである千里ニュータウンは、まちびらきから50年以上が経過した現在も、計画的に建替えが進められ、さらなる成長を続けています。また、日本万国博覧会の感動の面影を残した自然豊かな万博記念公園は、市民が誇りを抱く憩いの場となっているとともに、ガンバ大阪の本拠地である市立吹田サッカースタジアムなども建設され、市内外から多くの人々が訪れています。さらに、市内には大阪大学、大阪学院大学、関西大学、千里金蘭大学、大和大学の5つの大学と民族学博物館が立地しており、学生の数は46,523人で府内第1位（※）であるなど、全国でも有数の「大学のあるまち」となっています。そして、令和2年（2020年）4月1日には中核市への移行と市制施行80周年を迎え、本市はこれからも先人の英知や努力のもと発展を続け、さらなる飛躍を遂げようとしています。

様々な市街地形成の経過や地理的条件をもつ個性豊かな地域で構成される本市は、その大部分を住宅地が占め、そこに暮らす人たちによって特色あるコミュニティが形成され、様々な地域資源を生かしながら、今も活発な地域福祉活動が展開されています。

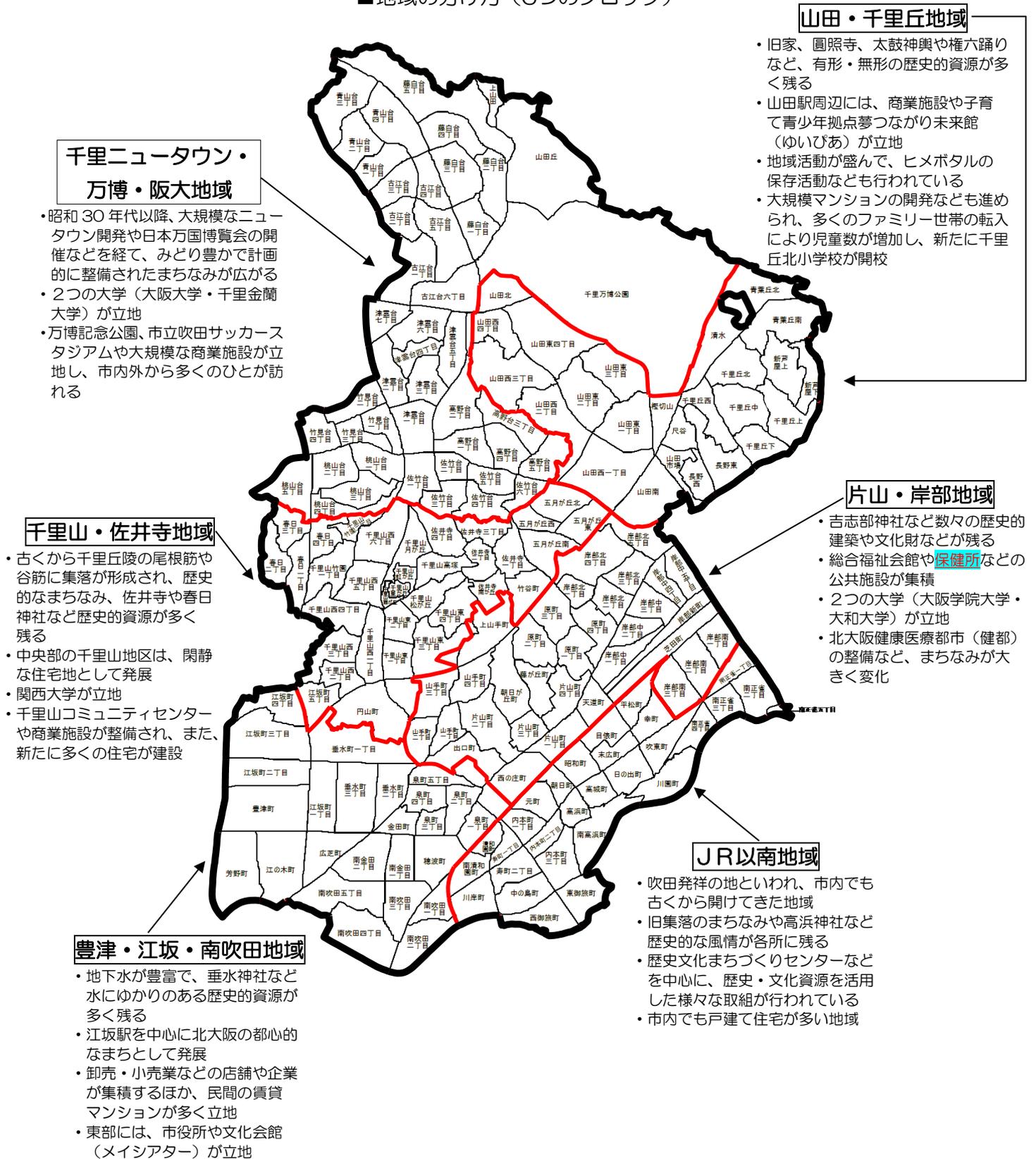
このような、高い地域力と市民力は本市の特徴であり強みといえます。

（※）令和2年度（2020年度）大阪府学校基本調査（確報）による。

(2) 地域の特徴 (ブロック別)

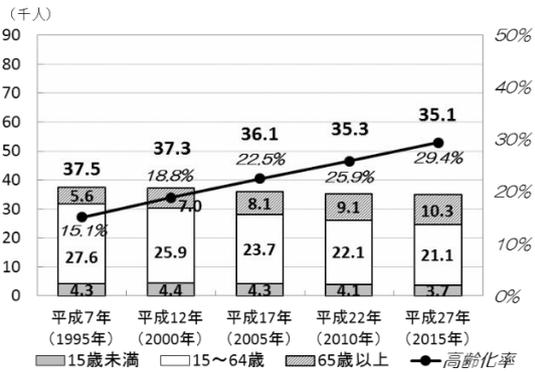
地域福祉の推進においては、取組内容に応じて様々に圏域が設定されます。ここでは、地域に関する基礎的な情報を伝えるための一例として、市域を一定の生活圏域などを考慮した6つのブロックに分けて示します。

■地域の分け方 (6つのブロック)

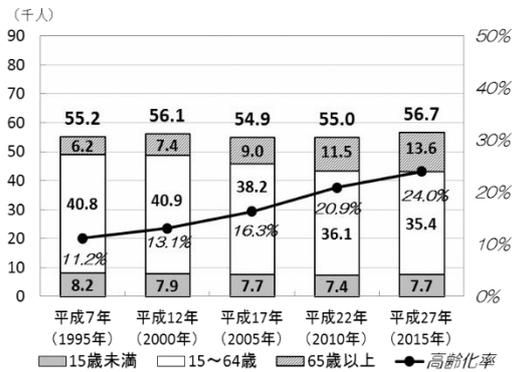


■人口及び高齢化率の推移

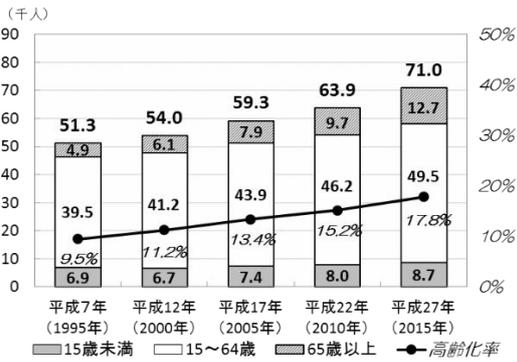
(1) JR以南地域



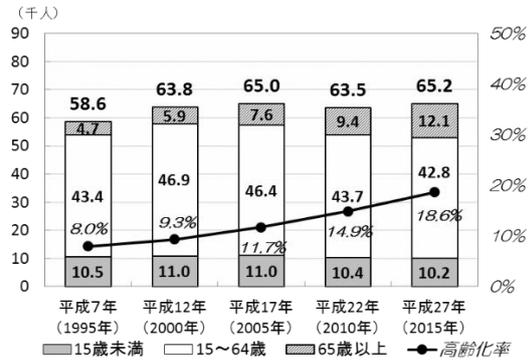
(2) 片山・岸部地域



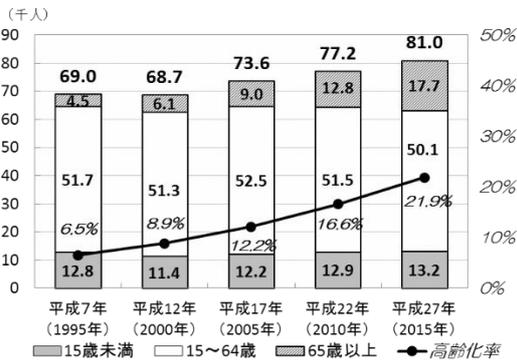
(3) 豊津・江坂・南吹田地域



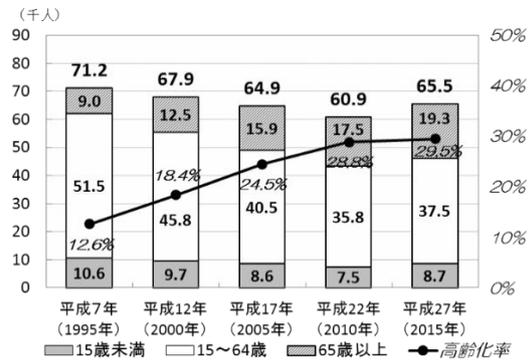
(4) 千里山・佐井寺地域



(5) 山田・千里丘地域



(6) 千里ニュータウン・万博・阪大地域



「吹田市第4次総合計画」から抜粋

2 第3次吹田市地域福祉計画における重点施策の主な取組状況

第3次地域福祉計画については、地域住民、関係機関及び事業者とともに計画期間の間年間に同計画の進捗状況の点検・評価を行い、吹田市地域福祉計画推進委員会での確認・審議を経たうえで、平成31年(2019年)3月に「第3次吹田市地域福祉計画中間報告書」としてとりまとめました。

ここでは中間報告書の内容のうち、重点施策についての主な取組状況を示しています。
 なお、中間報告書については、市ホームページにすべての内容を掲載しています。

□重点施策1：お互いの顔の見える関係づくり ～地域住民間の交流の促進～

取組状況	取組内容
ア 自治会未加入者への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 自治会未加入者への啓発として、市報すいたやホームページにて加入促進記事の掲載を行い、転入者には、自治会活動を紹介したリーフレットの窓口での配布等を行っています。 自治会活動を知っていただくきっかけの一つとして、若い世代にも関心の高いイベントである地域の夏祭りについて、自治会の協力を得て、市のホームページに公開しました。
イ 活動の担い手への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 自治会加入者への支援として、活動の手引きとなるハンドブックを作成し、吹田市自治基本条例に基づき設置されている市民自治推進委員会においては、市内外の先進的な取組を紹介した取組事例集を作成しました。 これらは、市のホームページへ掲載するとともに、窓口でも配布しています。

□重点施策2：地域福祉にふれられる学習機会の充実 ～人権意識、福祉意識の向上～

取組状況	取組内容
ア 地域福祉市民フォーラム、福祉に関する意識啓発の開催	<ul style="list-style-type: none"> 市民とともに地域福祉を考える場として毎年開催しています。テーマは社会情勢を勘案し、関心の高い問題について取上げることや、周知方法や開催場所を工夫するなど多くの市民が参加できるようにしています。
イ 福祉に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 普段、福祉に触れる機会の少ない人が福祉に関心を持ち、身近に触れる機会を創出することを目的に平成29年度(2017年度)から実施しています。 子育て世代から高齢者など様々な世代の人が訪れるイベントなどに福祉に関するブースを出展し、大学生と連携した取組や、吹田市社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)のPR活動を行いました。

□重点施策3：福祉活動の担い手づくり ～地域福祉活動への参加の促進～

取組状況	取組内容
<p>ア 「eNカレッジすいた」などによる地域人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域や社会の役に立ちたい」「家族や仕事以外のつながりがほしい」そんな思いを共有しながら、ソーシャルな生き方について考える講座で、活動始めるための知識やコミュニケーションスキル、ボランティア体験などを通じて、新しい生き方を見つける講座です。これまでに5回開講し、毎回20名ほどの方が受講され、年代も様々です。 ・ 単発短時間で参加できる「ぷちボラ」のメニューも多く設け、地域で行うボランティア体験の機会を提供しています。
<p>イ 市民公益活動促進補助金や地域住民居場所づくり活動補助金による財政支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民主体の活力ある地域社会の実現を図ることを目的に、市民公益活動団体が取り組む自主的、公益的な事業に対して補助金による支援を行っています。 ・ これまでに高齢者、障がい者、子供の支援に取り組む事業や環境の保全に取り組む事業、地域住民が集うことのできる居場所づくり事業など、様々な活動に支援してきました。
<p>ウ 吹田市社会福祉協議会、地区福祉委員会の活動への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉の重要な担い手である吹田市社会福祉協議会、地区福祉委員会の活動に対し補助金を交付しています。吹田市社会福祉協議会では、各種ボランティア団体と連携し、将来の担い手となりえる小・中学校の児童や生徒を対象に点字体験、車いす体験などの「福祉教育」を実施しています。 ・ 地区福祉委員会が実施する「いきいきサロン」や「子育てサロン」などの小地域ネットワーク活動については、参加者が後に運営側として参画する例もあり、新たな担い手の獲得にも寄与する取組となっています。

□重点施策4：災害に備える支え合いの仕組みづくり ～災害時要援護者への支援～

取組状況	取組内容
<p>ア 災害時要援護者への支援体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時要援護者名簿は、災害対策基本法（平成25年(2013年)）の改正により従来の「手上同意方式」から、「行政情報集約方式」に変更(※)となりました。名簿の対象者には文書の送付や市報、ホームページ等を通じて制度の周知を行いました。 ・ 平成31年(2019年)1月末時点で「吹田市災害時要援護者支援に関する協定書」を6地区と交わしています。 ・ 災害時に一般の避難所の生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を対象に開設する福祉避難所の指定を行っています。平成31年(2019年)1月末時点で29施設が福祉避難所に指定されています。

(※) 要援護者の登録については、過去には市報等により広く制度を周知するとともに、登録を呼びかける「手上げ方式」と、地域支援組織、民生委員・児童委員、ケアマネジャーや事業所等から直接、要援護者へ働きかけ、登録の呼びかけ及び勧奨をする「同意方式」を併用。災害対策基本法の改正（平成25年6月）以降、市が対象者の範囲を定めて名簿を作成する「行政情報集約方式」に、これまでの「手上げ・同意方式」を加えた災害時要援護者登録制度として取り組んでいます。

□重点施策5：意思が尊重され自分らしく暮らすために

～権利擁護の推進と人権に関わる暴力の防止～

取組状況	取組内容
ア Wリボンプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年11月は、女性に対する暴力をなくす運動期間と児童虐待防止推進月間であるため、講演や講座などの啓発活動を集中的に開催しています。 ・ Wリボンキャンペーンとして、市立吹田サッカースタジアムにおいてWリボン横断幕を掲げ、フラッグベアラーを行い、エキスポシティ内にある観覧車をWリボンカラーにライトアップしました。
イ 認知症に関する理解の促進	<p>(ア) 認知症サポーター養成講座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に正しく認知症を理解していただくために、「認知症サポーター養成講座」を、市民・大学生向け、小・中学校向け、市職員向け、金融機関や公共交通機関、商工団体など民間企業の従事者向けに積極的に進めています。平成30年(2018年)12月末、認知症サポーター(以下「サポーター」という。)養成数が24,256人となり、平成30年度(2018年度)末の目標23,900人を達成しました。 ・ 養成講座の開催や認知症カフェの開設等、具体的な活動を行う人もおられますが、まだまだその数は少ないのが現状です。サポーターが具体的な活動に繋がるように、平成29年度(2017年度)からグループホームでの実習を開始しました。 <p>(イ) 認知症地域サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症の人や家族の立場に立った支援を考える具体的取組として、地域住民が主体となって実行委員会を設置し、地域で徘徊高齢者役の人を探して声をかける「徘徊高齢者搜索模擬訓練」を実施し、地域で高齢者を支える人たちのネットワークづくりに取り組んでいます。平成30年度(2018年度)も2か所で実施することができました。
ウ 成年後見制度利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度に関する市民向け啓発チラシの作成や、事業者向けに成年後見制度の説明を行い、パンフレットを配布する等の広報に努めました。 ・ 地域包括支援センターの総合相談件数のうち、成年後見制度関係は平成29年度(2017年度)で863件、平成30年度(2018年度)の上半期で486件あり、本人申立や親族申立の支援を中心に、成年後見制度利用に関する相談に対応しています。 ・ 成年後見制度利用支援事業では、成年後見人等に対する報酬費助成の件数が増加しています。低所得等の理由があっても安心して成年後見制度が利用できるように、制度内容の充実に努めています。

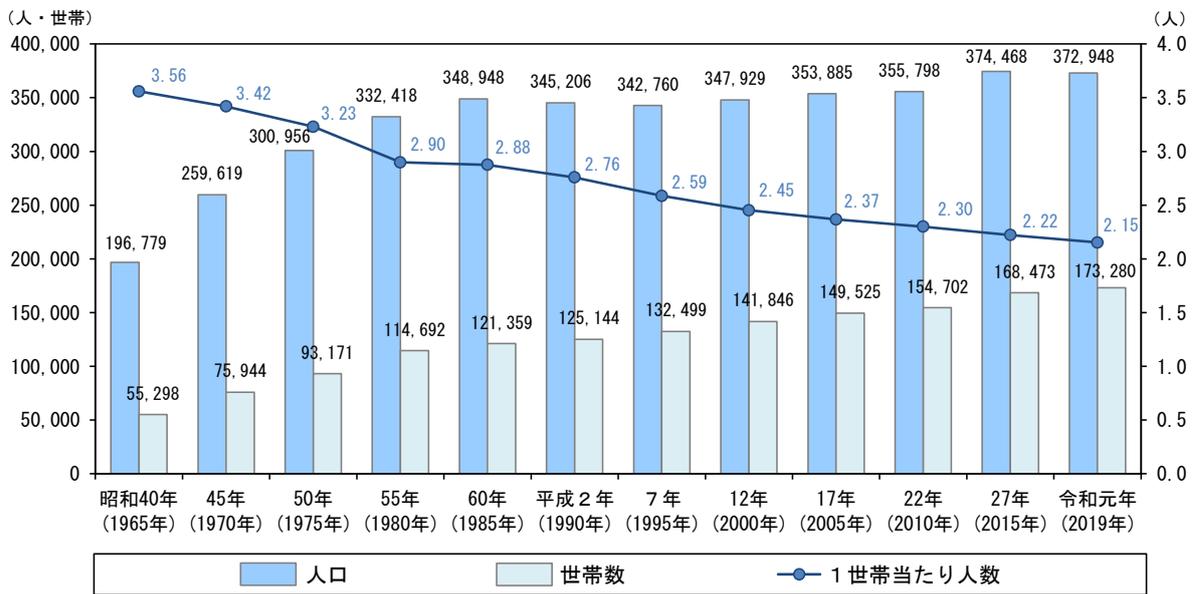
3 統計データにみる本市の状況

(1) 人口動向、世帯構造の変化

本市の人口は、昭和60年（1985年）にかけて大幅に増加しました。その後は緩やかに減少していましたが、平成7年（1995年）からは増加傾向にあります。平成22年（2010年）から平成27年（2015年）にかけては、千里ニュータウンにおける住宅開発を主な要因として大幅に増加しており、令和元年（2019年）には372,948人となっています。

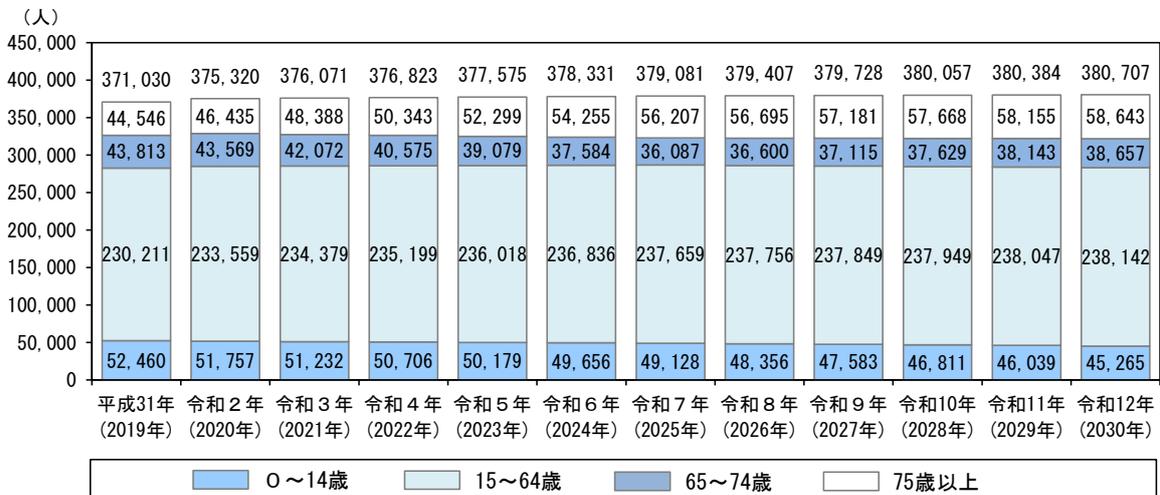
世帯数は、核家族化の進展や単身世帯の増加などにより増加傾向が続いており、令和元年（2019年）には173,280世帯となり、1世帯当たりの人員は2.15人となっています。

図 人口・世帯数、1世帯当たりの人数の推移



資料：平成27年(2015年)までは国勢調査（各年10月1日現在）、令和元年(2019年)は住民基本台帳人口（9月末現在）

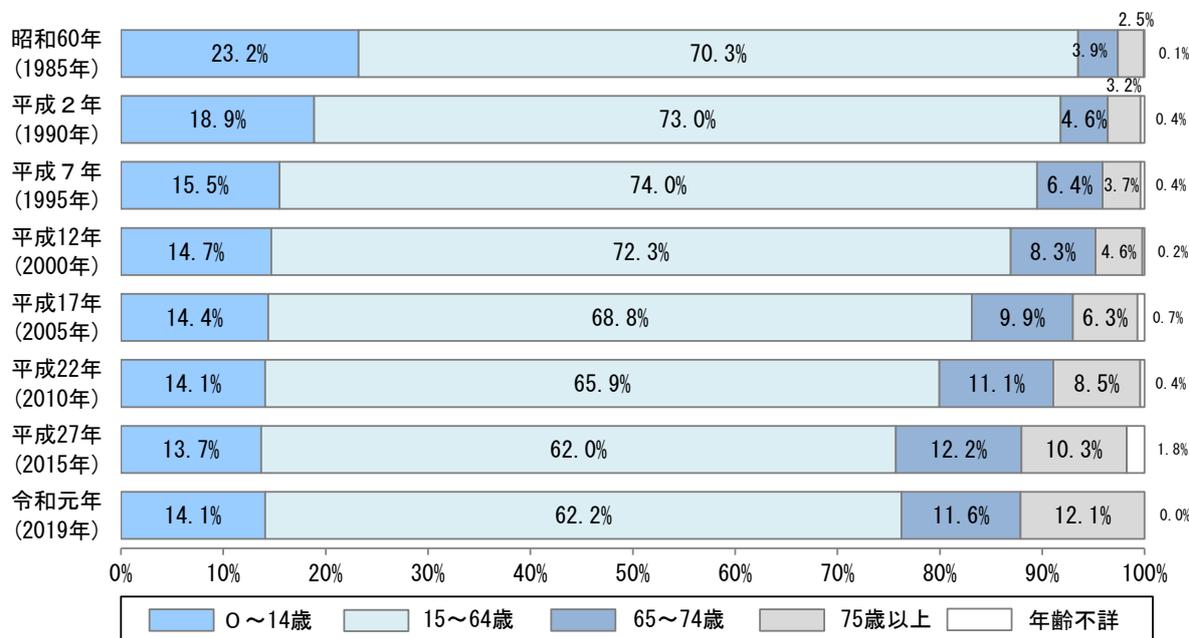
図 (参考) 人口推計



資料：平成31年(2019年)は住民基本台帳人口（3月末現在）、令和2年(2020年)以降は住民基本台帳に基づくコーホート要因法による推計値

年齢4区分別の人口構成比をみると、「0～14歳」と「15～64歳」はおおむね減少傾向にあり、総人口に占める割合も減ってきていますが、「65～74歳」と「75歳以上」はともに増加傾向にあり、本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。

図 年齢4区分別人口推移

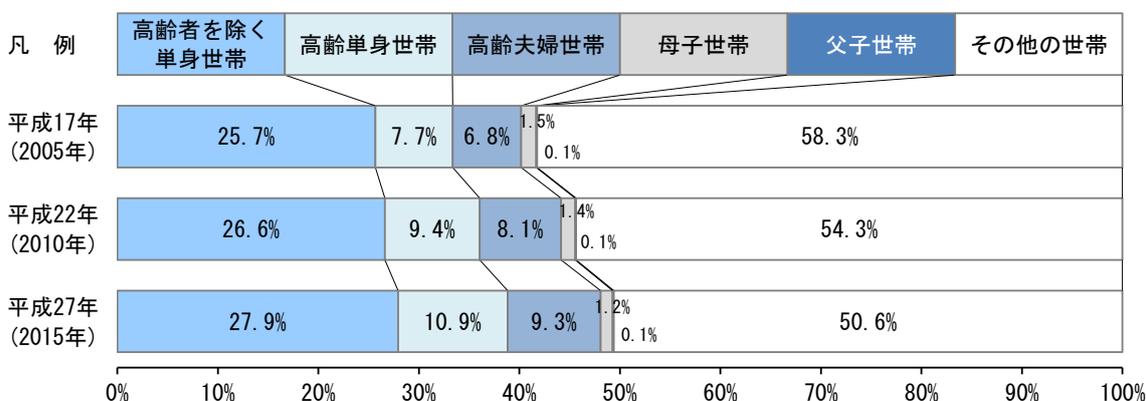


資料：平成27年(2015年)までは国勢調査（各年10月1日現在）、令和元年(2019年)は住民基本台帳人口（9月末現在）

世帯構成の状況を見ると、単身世帯が増えており、平成27年（2015年）には38.8%となっており、そのうち、65歳以上の高齢単身世帯は10.9%となっています。高齢夫婦世帯は9.3%であり、高齢単身世帯と合わせると20.2%となっています。

母子世帯と父子世帯を合わせたひとり親世帯は1.3%となっています。

図 世帯構成の状況



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※高齢夫婦世帯：夫・妻とも65歳以上の夫婦のみの世帯

※母子世帯・父子世帯：未婚、死別又は離別の女親又は男親とその未婚の20歳未満の子供のみから成る世帯

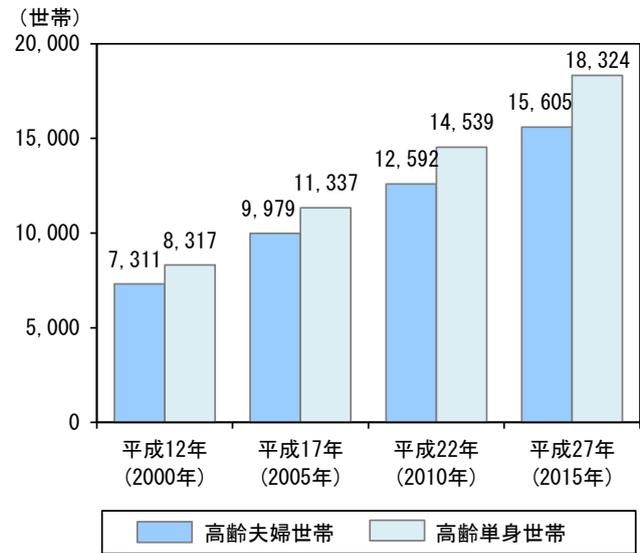
(2) 支援を必要とする人の状況

① 高齢者

平成27年(2015年)の高齢夫婦世帯は15,605世帯であり、高齢単身世帯は18,324世帯となっています。

近年、高齢夫婦世帯と高齢単身世帯はともに増加傾向にあります。

図 高齢夫婦世帯及び高齢単身世帯数の推移

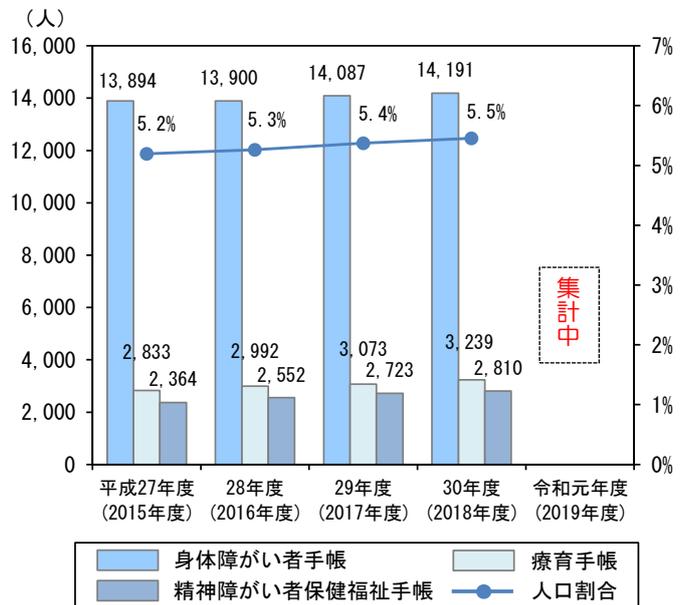


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 障がい者手帳所持者

障がい者手帳の所持者の状況をみると、身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者は、いずれもわずかながら増加傾向にあります。

図 障がい者手帳所持者数の推移

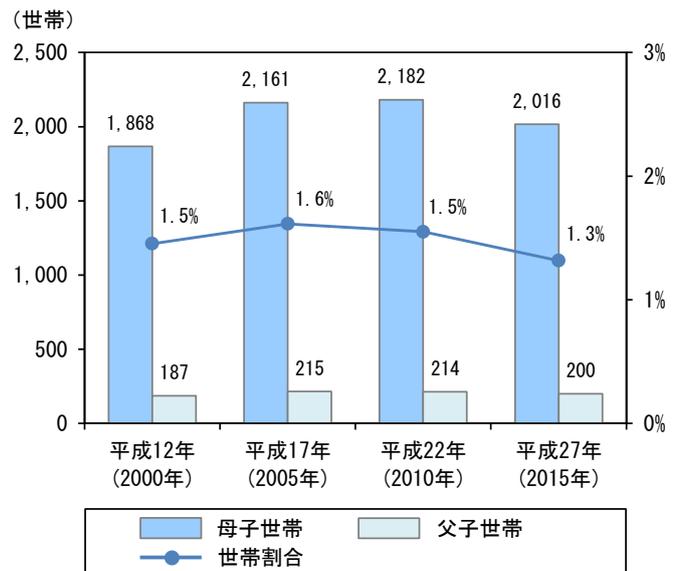


資料：市障がい福祉室（各年度末現在）

③ ひとり親世帯

平成27年(2015年)の母子世帯は2,016世帯、父子世帯は200世帯となっています。母子・父子世帯とも平成22年(2010年)に比べて減少しており、ひとり親世帯の割合も低下傾向にあります。

図 ひとり親世帯数の推移

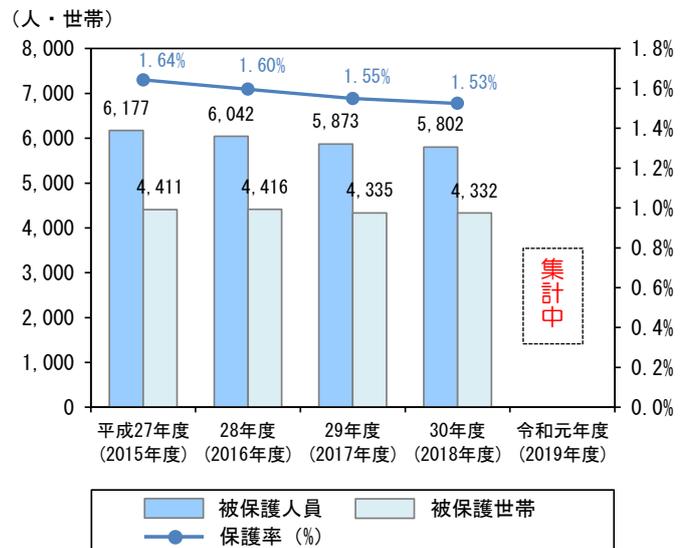


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ 被生活保護世帯・人員

被生活保護世帯・人員とも減少傾向にあり、平成30年度(2018年度)で被生活保護人員は5,802人、被保護世帯が4,332世帯となっています。

図 被生活保護世帯及び人員、保護率の推移

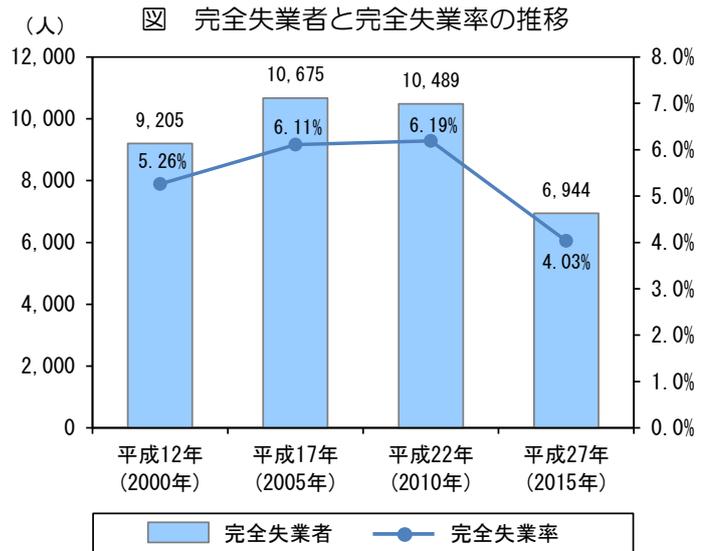


資料：市生活福祉室（各年度末現在）

※保護率については%で表記しています。

⑤ 完全失業者

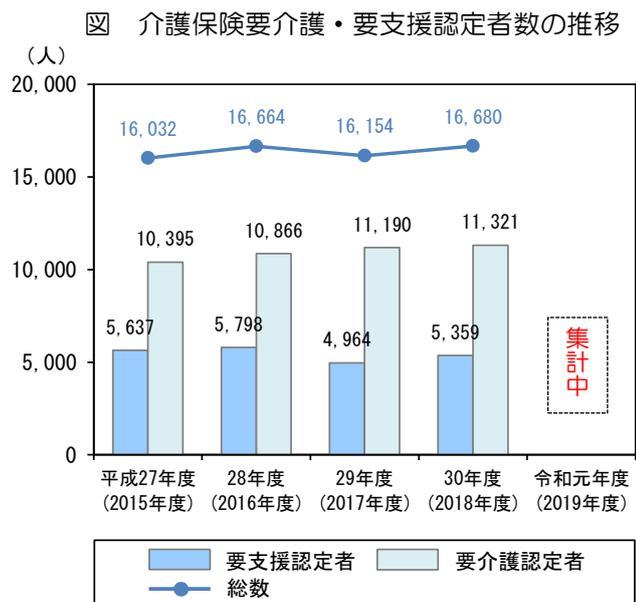
平成27年(2015年)の完全失業者数は6,944人となっており、平成22年(2010年)に比べて3,545人減少しています。完全失業率は4.03%で平成22年(2010年)に比べて2.16%低下しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

⑥ 要介護認定者

平成30年度(2018年度)の介護保険の要介護・要支援認定者数は、合わせて16,680人となっており、前年度に比べ増加しています。



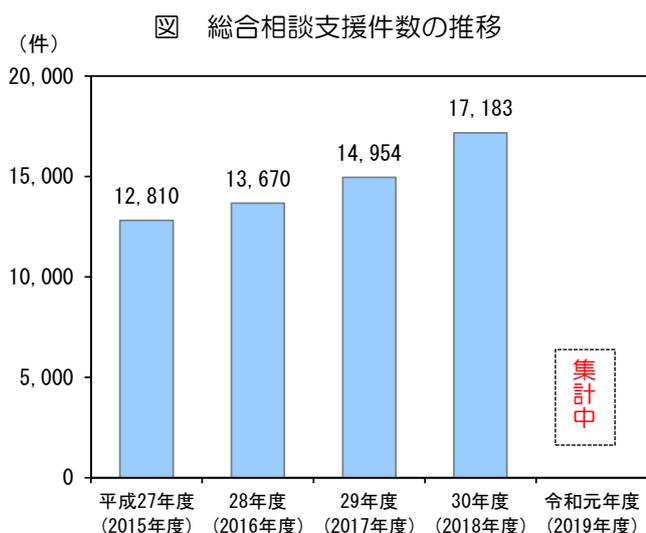
資料：市高齢福祉室（各年度末現在）

(3) 相談等への対応

① 総合相談支援

高齢者の地域での生活における介護や福祉などに関する相談に対応するため、地域包括支援センターが16か所に設置されています。(令和元年度(2019年度)現在・基幹型地域包括支援センターを含む)

地域包括支援センターにおける高齢者などからの総合相談支援の件数は、平成30年度(2018年度)は17,183件となっており、近年大きく増えています。

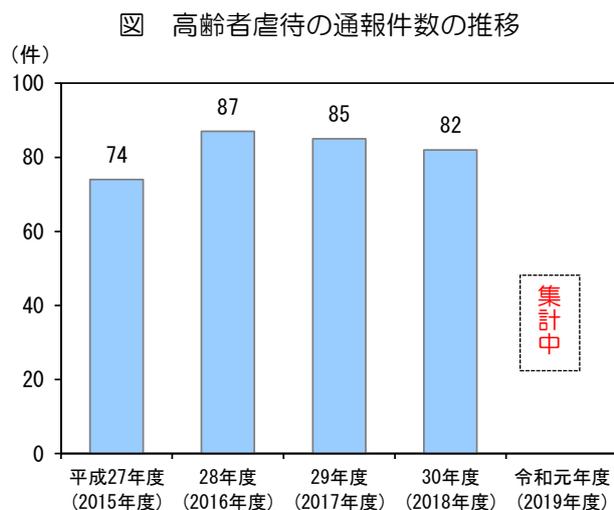


資料：市高齢福祉室（各年度末現在）

② 高齢者虐待の相談

高齢者虐待に関する相談は、市役所高齢福祉室をはじめ、地域包括支援センターでも対応しています。

平成30年度(2018年度)の通報件数は82件となっています。



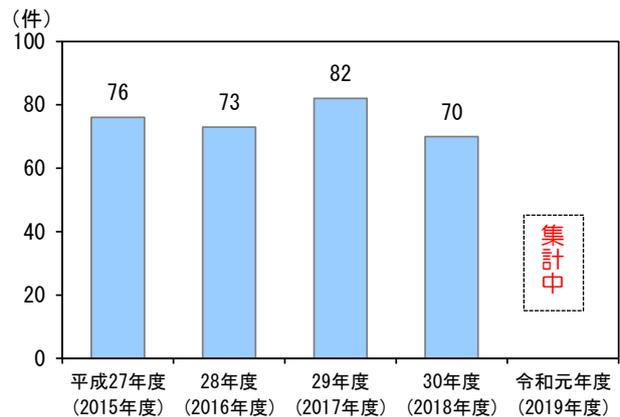
資料：市高齢福祉室（各年度末現在）

③ 障がい者虐待の相談

障がい者虐待などに関する相談は、市役所障がい福祉室（虐待防止センター）をはじめ、障がい者相談支援センターでも対応しています。

平成30年度（2018年度）の通報件数は70件となっています。

図 障がい者虐待の通報件数の推移



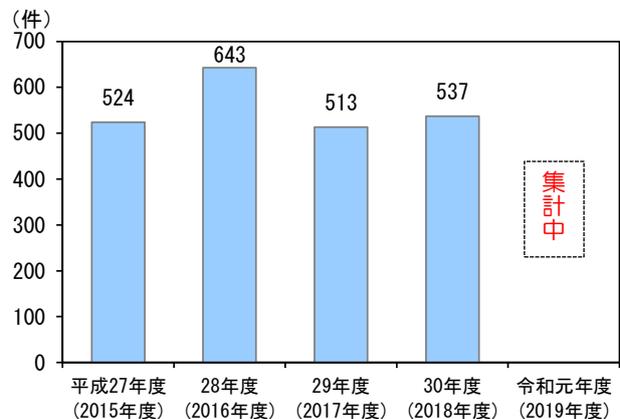
資料：市障がい福祉室（各年度末現在）

④ DV（ドメスティック・バイオレンス）相談

本市では、平成23年度（2011年度）から配偶者等からの暴力を防止し、被害者の自立を支援するため、すいたストップDVステーション（DV相談室）を開設し、総合相談に対応しています。

平成30年度（2018年度）の相談件数は537件となっています。

図 DV相談件数の推移



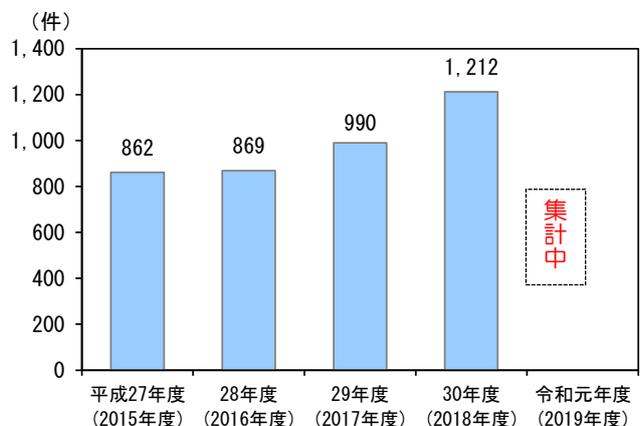
資料：すいたストップDVステーション（DV相談室）（各年度末現在）

⑤ 児童虐待相談

児童虐待に関する相談は、市役所家庭児童相談課をはじめ、大阪府吹田子ども家庭センターなどで対応しています。

相談件数は、平成30年度（2018年度）は1,212件となっています。

図 児童虐待相談件数の推移



資料：市家庭児童相談課（各年度末現在）

4 本市における地域活動の状況

身近な地域の人々との日常の挨拶や交流、ちょっとした助け合いは、日々の暮らしに安心と潤いをもたらしてくれます。住民同士の支え合いや交流の取組は、主に地区福祉委員会や自治会の活動などを中心に展開されています。ボランティアやNPOなどの団体によっても、様々な目的に沿って地域の活動が行われています。

本市は市民活動が盛んです。自ら考え、行動する地域住民が、地域福祉の原動力となっています。

(1) 地区福祉委員会

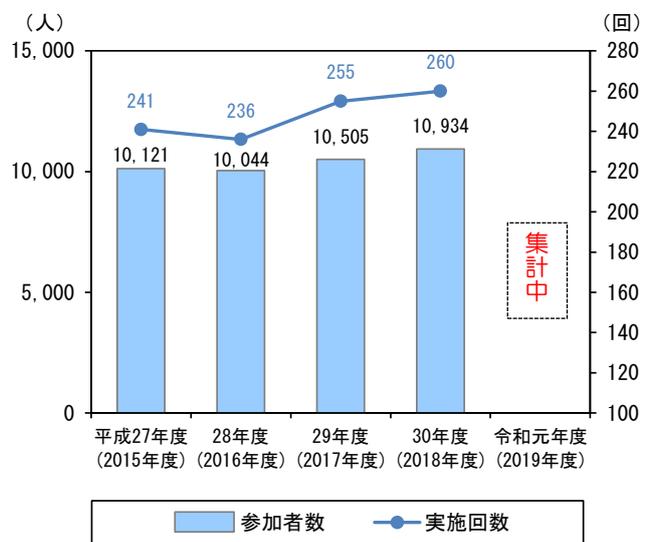
地区福祉委員会は、自治会、高齢クラブなど地域の様々な団体から参加する人や、民生委員・児童委員、ボランティアなどで構成され、地域福祉の推進をめざす吹田市社会福祉協議会の実践組織として、おおむね小学校区に33委員会が設置されています。

各地区で住民が主体となって、知恵と力を出し合い展開する助け合い・支え合い活動を通して、住みよい福祉のまちづくりに積極的に取り組んでいます。

見守り声かけ活動や配食サービスなどの個別援助活動とふれあい昼食会、いきいきサロン、子育てサロン、世代間交流などのグループ援助活動からなる「小地域ネットワーク活動」を中心に地域の特徴や実情に合わせた活動を展開しています。

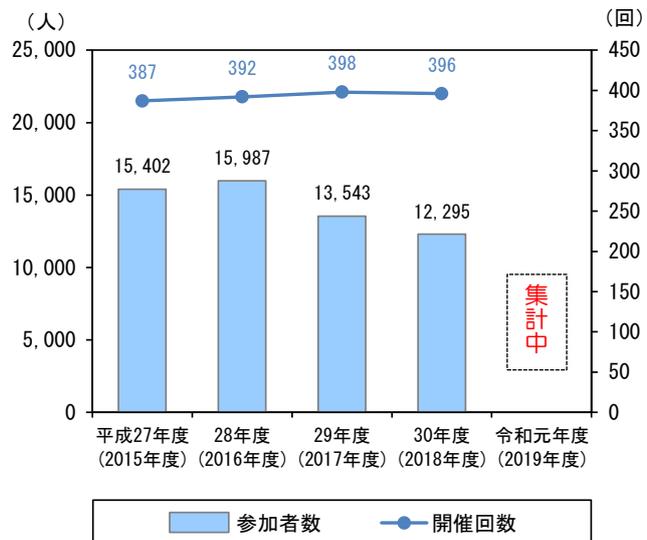
また、新たに取組を進めている「緊急時安否確認（かぎ預かり）事業」は、見守り声かけ活動の延長となるもので、異変に気付いた際に早期発見・早期対応する仕組みです。協力施設などと連携し、既に取り組んでいる地区では、ひとり暮らしの高齢者が地域で安心して暮らせる「見守りネットワーク」の充実につながっています。

図 ふれあい昼食会の参加者数の推移



資料：市福祉総務室（各年度末現在）

図 子育てサロンの参加者数の推移



資料：市福祉総務室（各年度末現在）

地区福祉委員会では、一人でも多くの方に助け合い・支え合い活動に加わっていただき、「ご近所付き合い」「向こう3軒両隣」の大切さを広めることで、地域での顔の見える関係づくりを進めています。

(2) 民生委員・児童委員

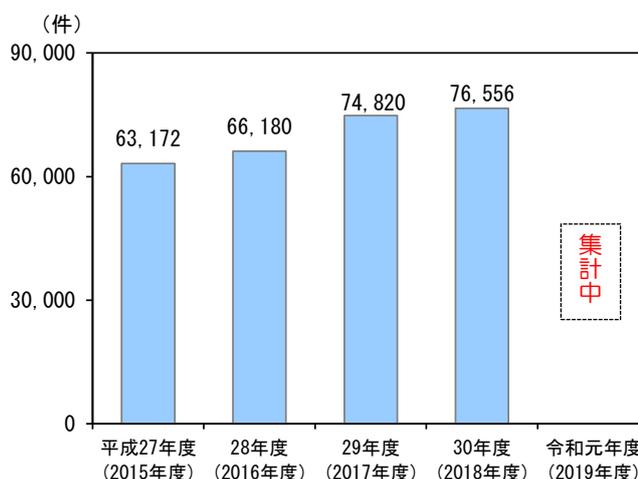
民生委員・児童委員は、民生委員法、児童福祉法によって規定された地域住民の立場に立って必要な相談・支援を行うボランティアです。地域住民の相談に応じ、個別の事情に対して丁寧に耳を傾け、行政などの関係機関につなげる役割を担い、ひとり暮らし高齢者への見守り活動など、様々な支援を行っています。児童委員としては、地域の子供たちが元気に安心して暮らし、成長していけるように見守り、保健センターなどの関係機関と連携し、子育ての不安や心配ごとに対する相談・

支援を行っています。**また、**民生委員・児童委員の中から、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員を小学校区ごとに設置しています。主任児童委員は、**各地域において児童委員の活動に対する援助や協力を行うとともに、児童委員と一体となって、児童に関わる機関・団体と児童委員との連絡調整を行うなどの活動をしています。**

本市の民生委員・児童委員の定数は522人（令和元年（2019年）12月1日現在）です。吹田市民生・児童委員協議会を組織し、日頃からの相談・支援活動のほか、高齢者の生きがいづくりを目的とする「民生・幸齢すまいるフェスタ」、親子で楽しめる「夢のファミリーフェスタ」を開催しており、毎回多くの参加者でにぎわっています。このほかにも、地区敬老行事の開催やこども見守り家庭訪問事業、救急医療情報キットの配布事業など、市の事業への協力も積極的に行っています。

地域の福祉課題が多様化・複雑化し、民生委員・児童委員に求められる役割がますます増大する中、新たな担い手の確保が大きな課題となっています。吹田市民生・児童委員協議会では、独自に地域特性に応じた研修を実施するなど、経験を持つ委員が中心となって、新任委員などの活動を組織的に支える取組を行っています。また、令和2年度（2020年度）の中核市移行により、これまで大阪府の条例で決められていた民生委員・児童委員の定数を市の条例で**定められるようになったため**、より弾力的に地域の実情に応じた民生委員・児童委員の配置を検討することが可能に**なっています。**

図 声かけ見守り件数の推移



資料：市福祉総務室（各年度末現在）

(3) 自治会活動

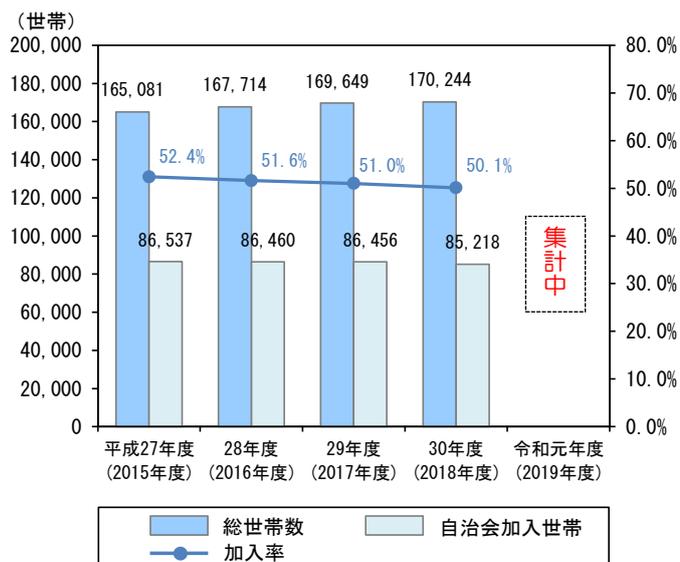
自治会は、近隣の区域内的の住民で運営されている任意の自治組織です。本市には令和2年度(2020年度)当初現在●●●の単一自治会と、おおむね小学校区域の単一自治会からなる34の連合自治会が結成されています。生活様式が多様化し、地域のつながりが希薄化していること、単身世帯や転入者の増加など、様々な要因から自治会加入率は年々減少しています。

若年層の自治会加入率が特に低い傾向にあり、構成員の高齢化と世代交代の困難さが課題となっています。そのため、これまで自治会が行ってきた地域での夏祭り(盆踊り)や体育祭といった親睦活動だけでなく、防災・防犯の取組や、住民同士の見守り声かけ活動などといった公益的な活動についても、継続が負担になってきた、という声が散見されています。

自治会が運営できなくなると、地域環境の悪化を招くだけでなく、地域住民と行政等との、連携・協働が困難にもなりますので、自治会の抱える課題を解決し、加入率を向上することは急務であると考えています。

本市は、連合自治会の活動を補助金の交付等により支援するとともに、単一自治会の加入促進事業を支援することで、地域コミュニティの活性化と、公益活動の推進を図ります。

図 自治会の加入率の推移



資料：市民自治推進室（各年度当初現在）

(4) 高齢クラブ

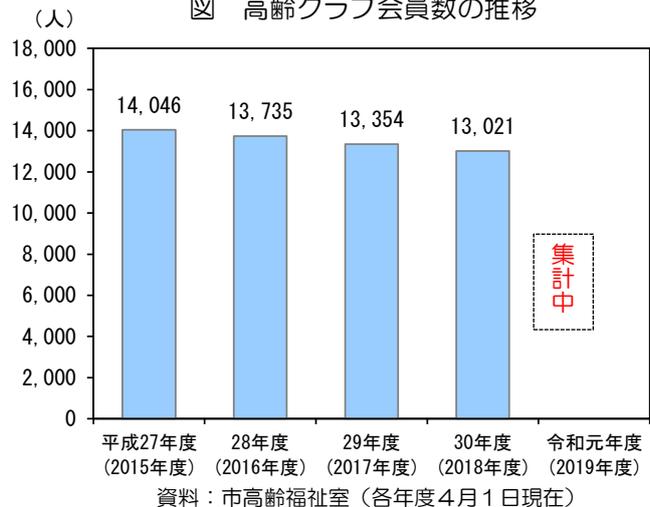
高齢クラブは、高齢者自らが結成、運営している組織で、おおむね60歳以上の人であれば誰でも加入できます。仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくりや保健福祉の向上に努めています。

本市には、地区の自治会や町内会を範囲とする199の「単位クラブ」(令和元年(2019年)4月1日現在)があります。約12,000人が加入しており、おおむね小学校区単位で合計31の地区連合会を組織しています。また、各地区及び単位クラブ活動の充実と活性化を図ることを目的に吹田市高齢クラブ連合会(吹高連)を設立しています。それぞれの地区で独自に活動するとともに、市内を5つのブロック(東西南北中)に分け、ブロック単位の活動を行っています。小学校区ごとに設置された「高齢者いこいの間」を拠点にレクリエーション、スポーツ、親睦会のほか、研修会や社会奉仕活動など、様々な活動を行っています。

吹高連では、市からの委託を受け、友愛訪問活動、いきがい教室の運営、**高齢者生きがい活動センターの管理運営(指定管理者)**を行っています。

高齢化が進行する中、高齢者が主体となって活動することが活力ある高齢社会を構築することにつながります。**地域福祉の担い手の一員として**、社会参加や生きがいづくりなどの取組を通じて、地域で支え合う関係づくりを進めています。

図 高齢クラブ会員数の推移

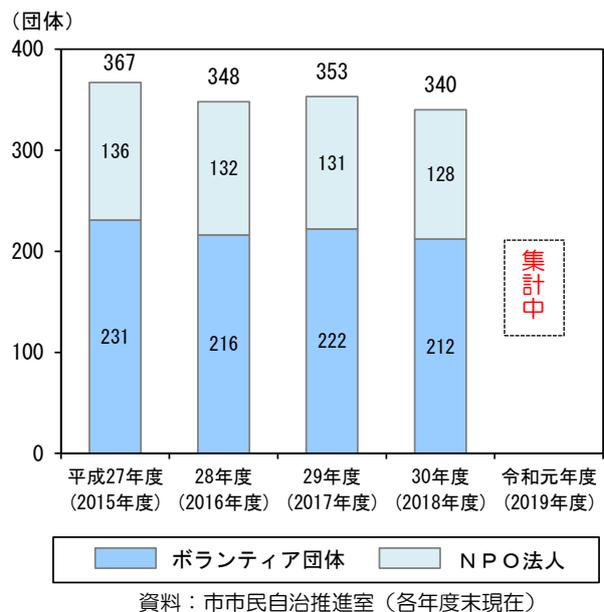


(5) ボランティア・NPO活動など

本市には、**住民主体**の営利を目的としない社会貢献活動である市民公益活動を行っている団体が数多くあり、**各団体が、高齢者、障がい者や子育て世代など**、それぞれのニーズに応じて多種多様な活動を行っています。

市民ニーズが**多様化していく中で**、より豊かな市民生活を築くためには、行政や企業だけでなく、柔軟性、独創性を持ったボランティアやNPOなどの市民公益活動が社会的な役割を担っていくことが必要となっています。

図 ボランティア・NPO登録数の推移



社会経済状況が変化する中、市民ニーズも**多様化しており**、経済的な豊

かさから心の豊かさ、ゆとりなど、生きがいのある生活への志向が**強ま**っており、市民公益活動団体も公的活動の共通の担い手として、個々の市民ニーズに対応した新しい社会サービスを提供することが期待されています。また、テーマ型の市民公益活動団体が、地域の様々な課題に取り組む自治会などと協調することで、より豊かなコミュニティを築き、市民参画によるまちづくりの推進役としての活動を果たすことも可能になります。さらに市民公益活動が必ずしも採算にとらわれないことから創造的な活動の展開が**容易**なため新しい事業の創造にもつながり、地域経済の活性化につながる力を発揮することにもなります。

自己実現の場として、個人が市民公益活動に参加することを通じて、生きがいと社会使命を見出し、**一人ひとりが**社会的課題の解決に重要な役割を担っていくことにつながります。

本市では、市民公益活動センター（ラコルタ）を設置し、ボランティア活動を始めたい

人やボランティア団体・NPOを対象とした各種相談や、市民が市民公益活動に対する理解と認識を深め、活動に参加する初めの一步となる講座・研修等を実施しています。また、団体から届出のあった市民公益活動団体の情報の提供を行い、ボランティアを募集している団体とのマッチングを行っているほか、自立に向けた活動を支援するための補助金を交付するなど、市民公益活動団体への支援を進めています。

5 計画策定の取組

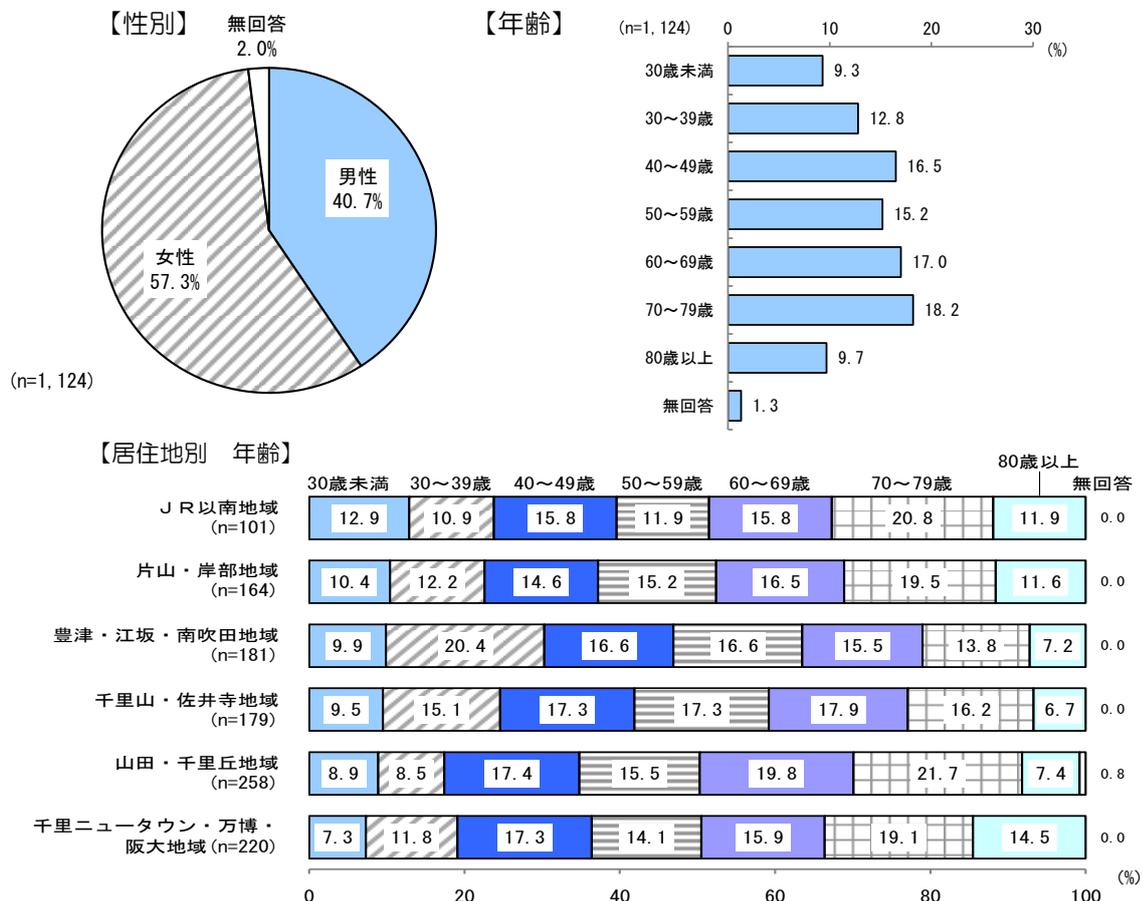
(1) 地域福祉に関する実態調査の実施

本計画の策定にあたって、市民の方々を対象に「吹田市民の地域福祉に関する実態調査」(以下「市民アンケート」といいます。)を実施しました。調査の概要や結果については次のとおりです。なお、調査結果については「吹田市民の地域福祉に関する実態調査報告書」として、市ホームページに掲載しています。

調査の概要

名 称	吹田市民の地域福祉に関する実態調査
調査内容	ア. 回答者の属性 イ. 相談や情報の入手などについて ウ. 近所付き合いについて エ. 地域で暮らす中での問題等について オ. 地域活動やボランティア活動について カ. 社会福祉協議会やCSWについて キ. 成年後見制度について ク. 災害から生命を守る取組等について ケ. 再犯防止の取組等について
調査対象	満 18 歳以上の市民 2,000 人 (住民基本台帳から無作為に抽出)
調査手法	郵送調査法 (督促 1 回)
調査時期	令和元年 (2019 年) 10 月 31 日 (木) ~ 12 月 1 日 (日)
配 付 数	2,000 人 (不到着 10 件)
回 収 数	1,124 件 (回収率 56.5%) ※実質配付数に対する回収率

ア. 回答者の属性



イ. 調査から見てきた課題など

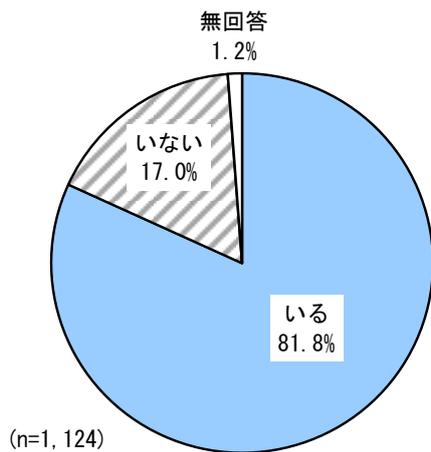
市民アンケートの結果から、地域福祉に関する市民の思いや課題と考えられる内容などを把握しました。ここでは、把握した内容のうちから特徴的なものについて示します。

① 相談や情報の入手などについて

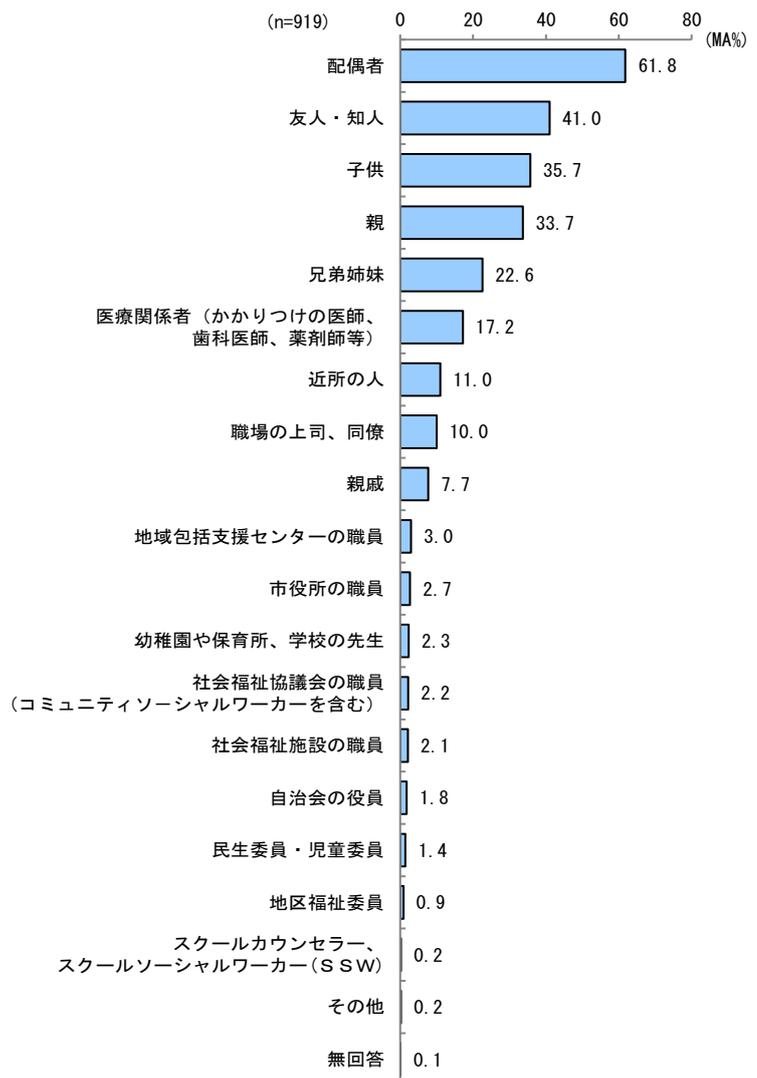
「暮らしや健康・福祉についての具体的な相談相手」

80%以上の方が「いる」と回答していますが、具体的な相談相手については「配偶者」が最も多く、次いで「友人・知人」「子供」「親」となっています。一方で、市役所の職員、また、社会福祉協議会の職員や民生委員・児童委員などの地域の身近な相談支援者については、非常に低い割合となっているため、家族や友人以外で気軽に相談できる存在として知ってもらえるよう、それぞれの役割や業務などについて周知・啓発を進めることが重要です。

【相談相手の有無】



【具体的な相談相手】



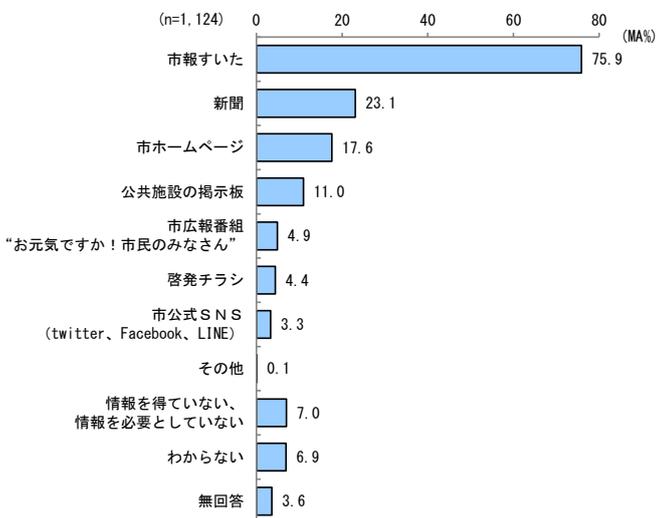
「暮らしや健康・福祉に関する情報の入手方法」

市が発信するもので最も多いものは「市報すいた」で、世代を問わず見られています。次いで「新聞」となっていますが、年齢別でみると60歳以上の回答者が70%以上を占めており、次いで「市ホームページ」では、30~59歳までの回答者が70%近くを占めています。

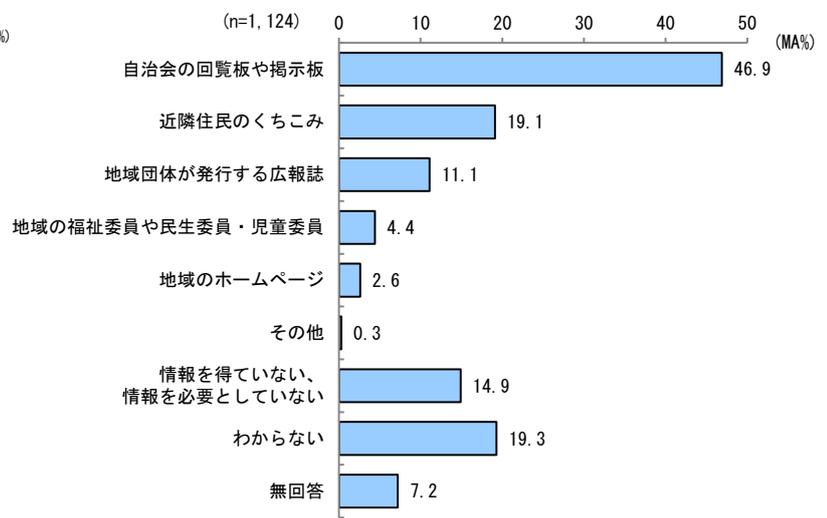
地域団体や住民が発信するものでは「自治会の回覧版や掲示板」が最も多く、世代を問わず見られています。次いで「近隣住民のくちこみ」では、年齢別でみると40歳代と80歳以上の世代で多くの回答があります。

情報の入手方法としては、現状では市報すいた、自治会の回覧版や掲示板は地域に浸透したものとなっていますが、今後は市ホームページなどのインターネットによる情報についても利用が進んでいくものと考えられます。

【情報の入手方法（市が発信する情報）】



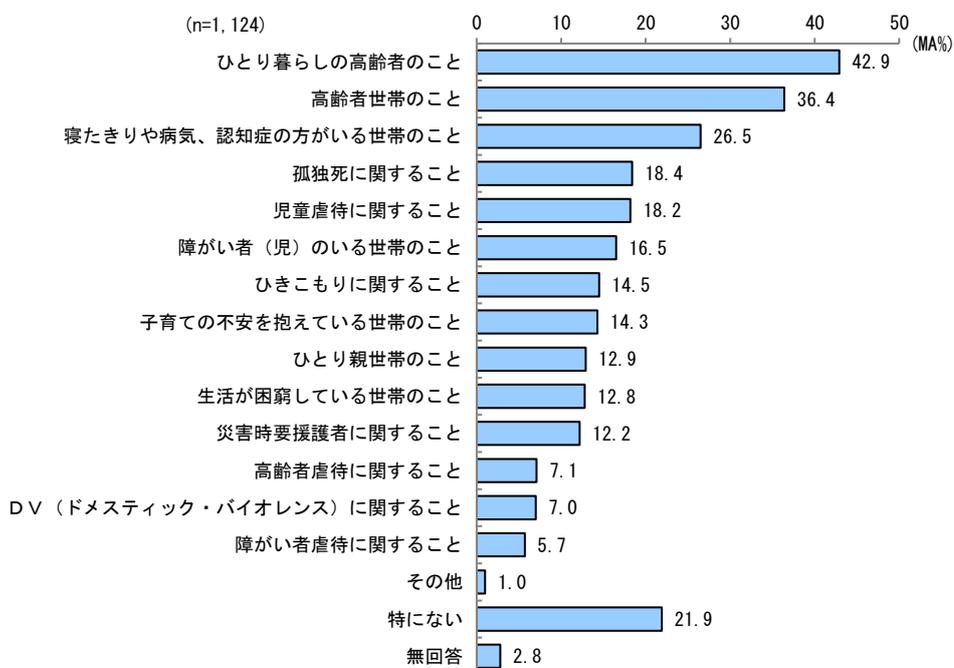
【情報の入手方法（地域団体や住民が発信する情報）】



② 地域で暮らす中での問題等について

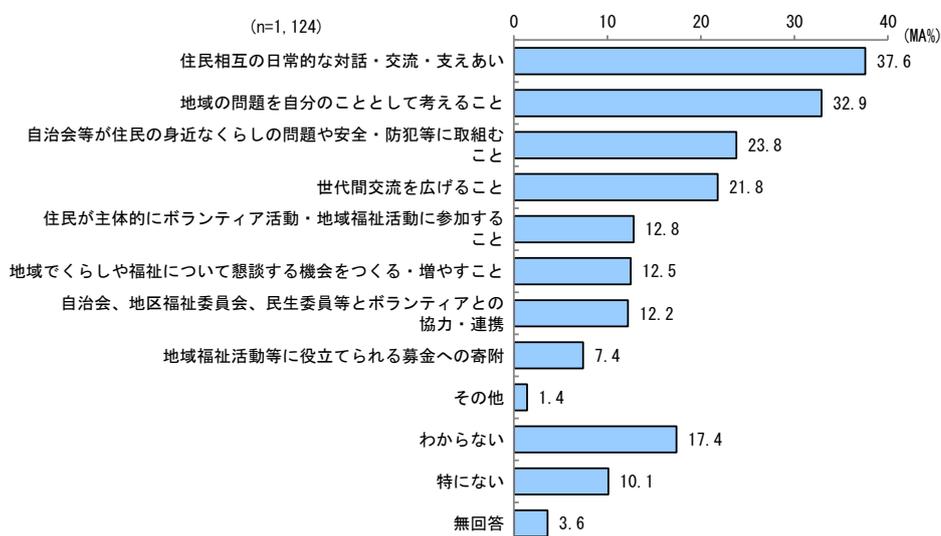
「地域生活の中で福祉について気になっていること」

最も多い「ひとり暮らしの高齢者のこと」をはじめ、高齢者に関する回答が上位3つを占めています。一方で、「孤独死」「児童虐待」「障がい者（児）のいる世帯」「ひきこもり」「子育ての不安を抱えている世帯」に関することについても回答が多くなっており、地域生活における様々な問題が顕在化しているといえます。



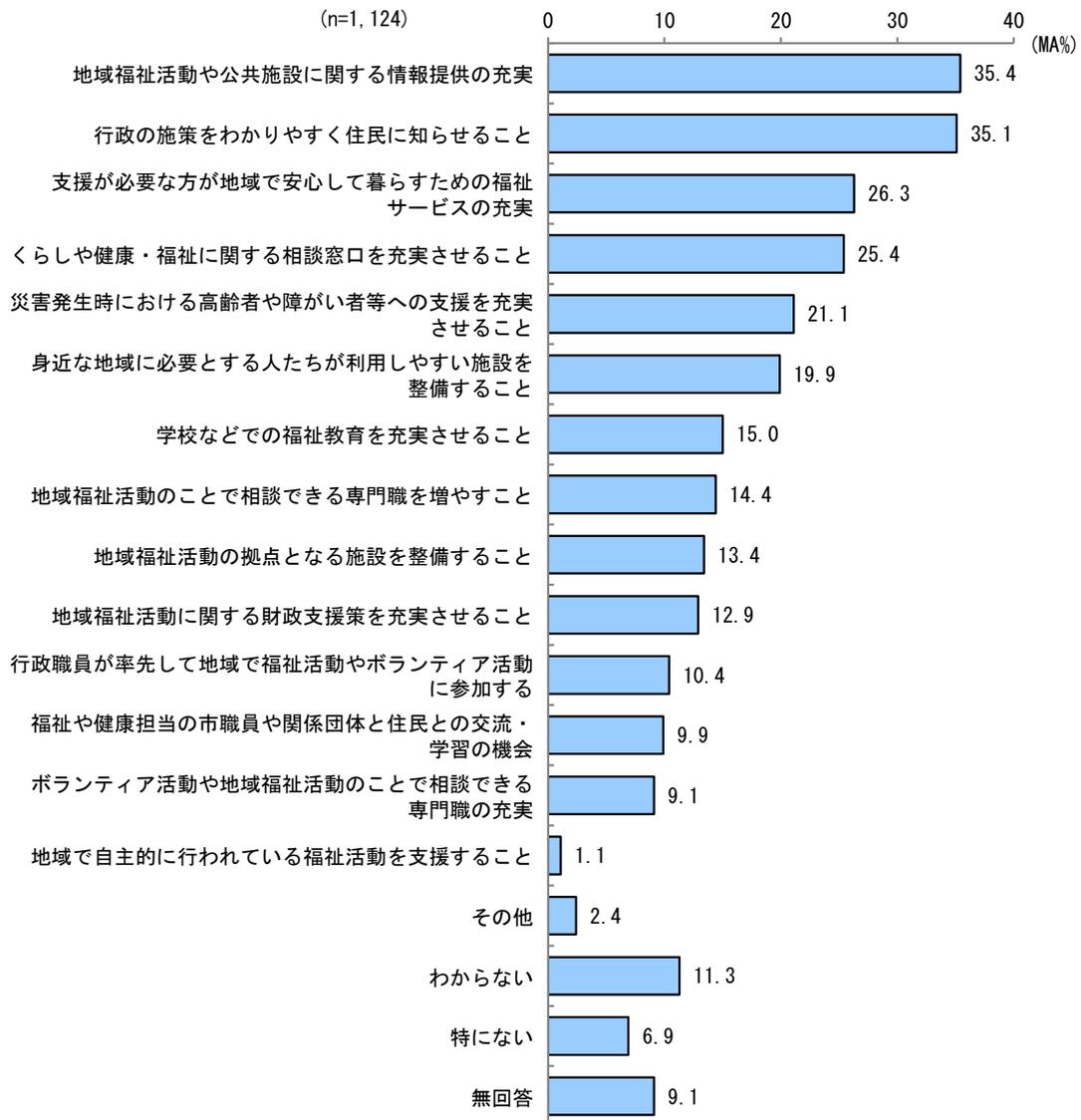
「地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組（住民の主体的な取組）」

住民の主体的な取組として、最も多かった回答は「住民相互の日常的な対話・交流・支えあい」、次いで「地域の問題を自分のこととして考えること」であり、年齢別でも世代を問わず回答されています。次いで「自治会等が住民の身近な暮らしの問題や安全・防犯等に取組むこと」となっており、回答からは地域住民一人ひとりの意識や取組が重要であるという思いが伺えます。



「地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組（行政の主体的な取組）」

行政の主体的な取組としては、「地域福祉活動や公共施設に関する情報提供の充実」が最も多く、次いで「行政の施策をわかりやすく住民に知らせること」となっており、必要な情報を効果的に提供していくことが重要であると考えます。また、次いで「支援が必要な方が地域で安心して暮らすための福祉サービスの充実」「暮らしや健康・福祉に関する相談窓口を充実させること」となっており、必要な情報の提供と合わせて、福祉サービスや相談窓口の充実が求められています。



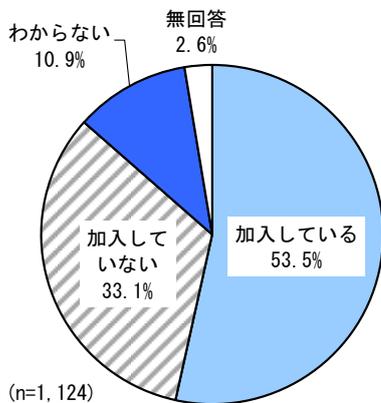
③ 地域活動やボランティア活動について

「自治会への加入状況」

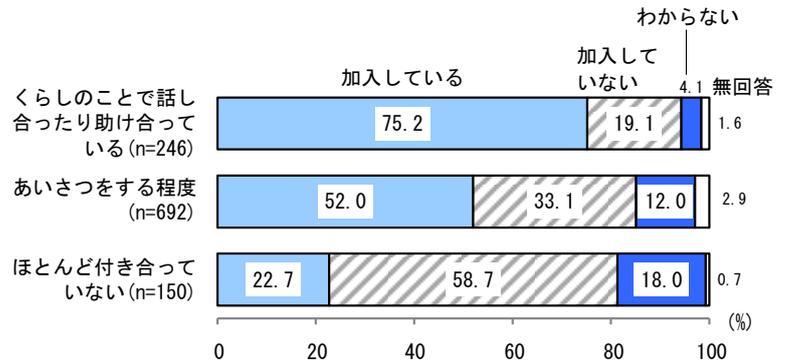
「加入している」が53.5%で最も多く、「加入していない」が33.1%となっています。隣近所との付き合いの程度別でみると、「加入している」は“くらしのことで話し合ったり助け合っている”人で75.2%と最も高く**なっています。**

近所付き合いがなくなるほど自治会への加入率も低くなって**おり、地域でのつながりや助け合いの力を強くするためには、自治会加入率を向上させることが重要であるといえます。**

【自治会への加入状況】



【隣近所との付き合いの程度別】



「地域活動への参加・取組状況」

「参加していない」が61.6%で最も多いですが、参加している活動・取組では「自治会の行事」が20.8%で最も多くなっています。

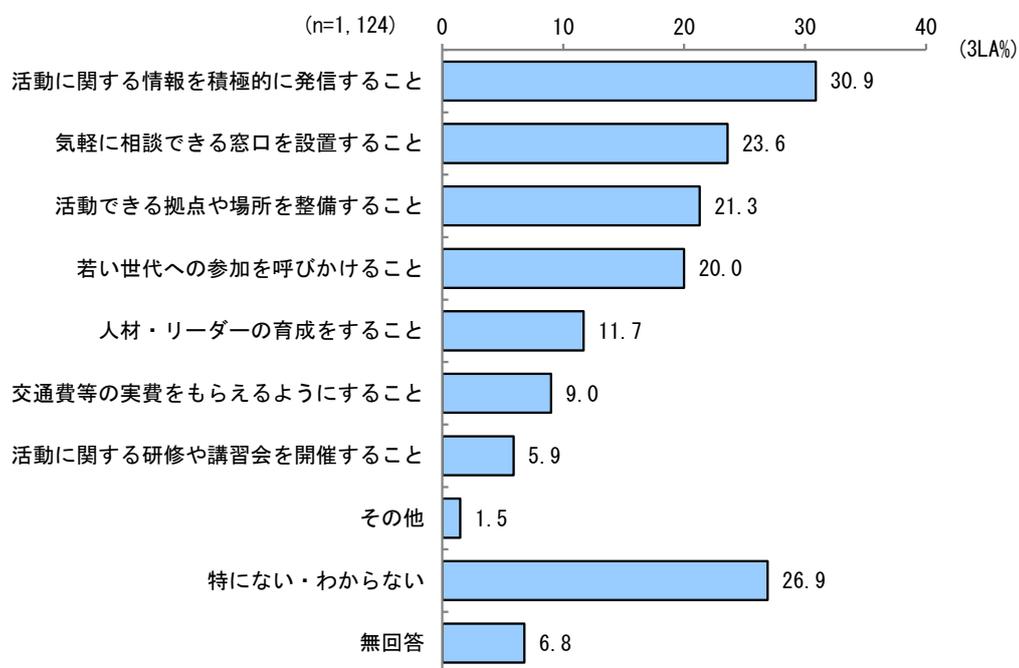
年齢別でみると、いずれの年代も「参加していない」が多いですが、次いで30～39歳は「子育て・育児サークル」（11.8%）、40～49歳は「PTA活動」（21.1%）が続いています。

【年齢別 地域活動への参加・取組状況（上位5項目）】

(MA%)					
	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
全体 (n=1,124)	参加していない 61.6	自治会の行事 20.8	趣味・娯楽の集まり 6.5	PTA活動 5.7	高齢クラブ活動 3.5
30歳未満 (n=104)	参加していない 81.7	自治会の行事 4.8	子育て・育児サークル 3.8	ボランティア活動 1.9	防犯活動／スポーツ団体の活動／くらしや健康に関する自主的な学習会 1.0
30～39歳 (n=144)	参加していない 73.6	子育て・育児サークル 11.8	自治会の行事 10.4	PTA活動 8.3	子ども会活動 3.5
40～49歳 (n=185)	参加していない 62.7	PTA活動 21.1	自治会の行事 16.2	子ども会活動 6.5	子育て・育児サークル 3.2
50～59歳 (n=171)	参加していない 69.6	自治会の行事 18.7	PTA活動 4.1	防災活動 3.5	趣味・娯楽の集まり／防犯活動 2.9
60～69歳 (n=191)	参加していない 61.3	自治会の行事 24.1	趣味・娯楽の集まり 9.9	ボランティア活動 7.3	高齢クラブ活動 4.2
70～79歳 (n=205)	参加していない 41.0	自治会の行事 37.6	趣味・娯楽の集まり 17.1	高齢クラブ活動 10.2	スポーツ団体の活動 8.3
80歳以上 (n=109)	参加していない 50.5	自治会の行事 23.9	趣味・娯楽の集まり 10.1	高齢クラブ活動 9.2	防犯活動 4.6

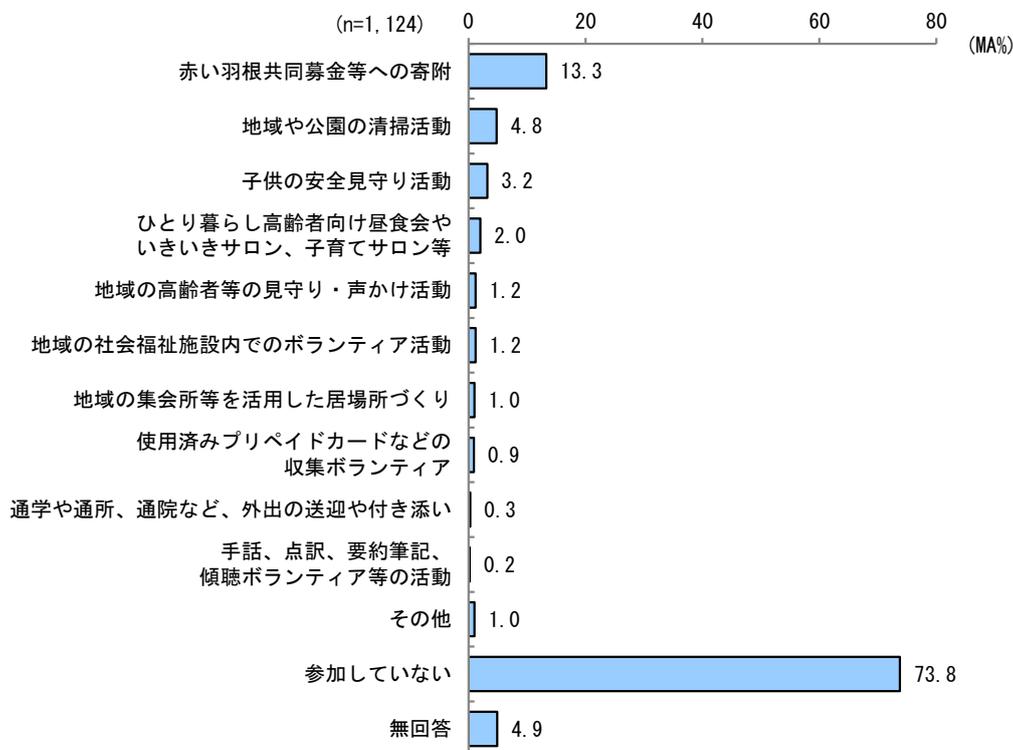
「地域活動に参加しやすくするために必要なこと」

「活動に関する情報を積極的に発信すること」が30.9%で最も多く、次いで「気軽に相談できる窓口を設置すること」が23.6%、「活動できる拠点や場所を整備すること」が21.3%となっています。



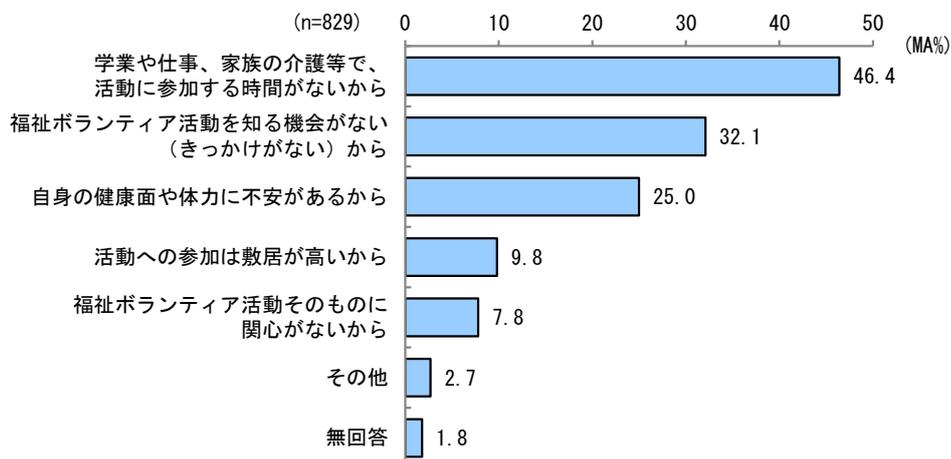
「福祉ボランティア活動への参加・取組状況」

「参加していない」が73.8%を占めていますが、参加している人では「赤い羽根共同募金等への寄附」が13.3%で最も多く、次いで「地域や公園の清掃活動」が4.8%、「子供の安全見守り活動」が3.2%となっています。



「福祉ボランティア活動に参加していない理由」

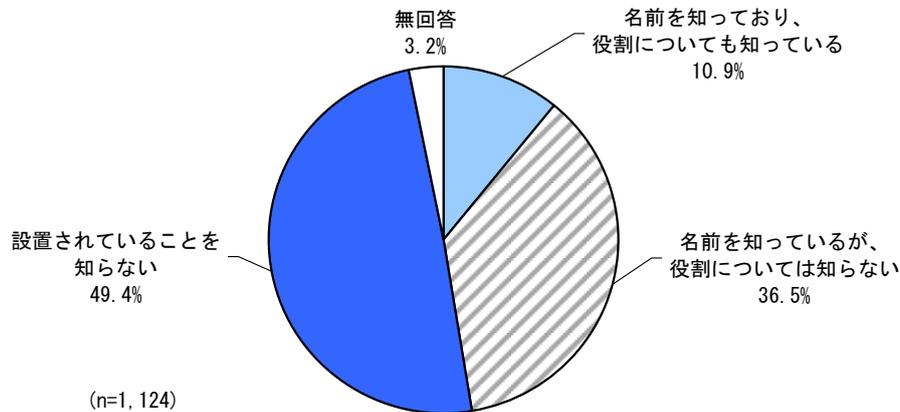
福祉ボランティア活動に参加していないと回答した人に、参加していない理由をたずねると、「学業や仕事、家族の介護等で、活動に参加する時間がないから」が46.4%で最も多く、次いで「福祉ボランティア活動を知る機会がない（きっかけがない）から」が32.1%、「自身の健康面や体力に不安があるから」が25.0%となっています。



④ 社会福祉協議会やCSWについて

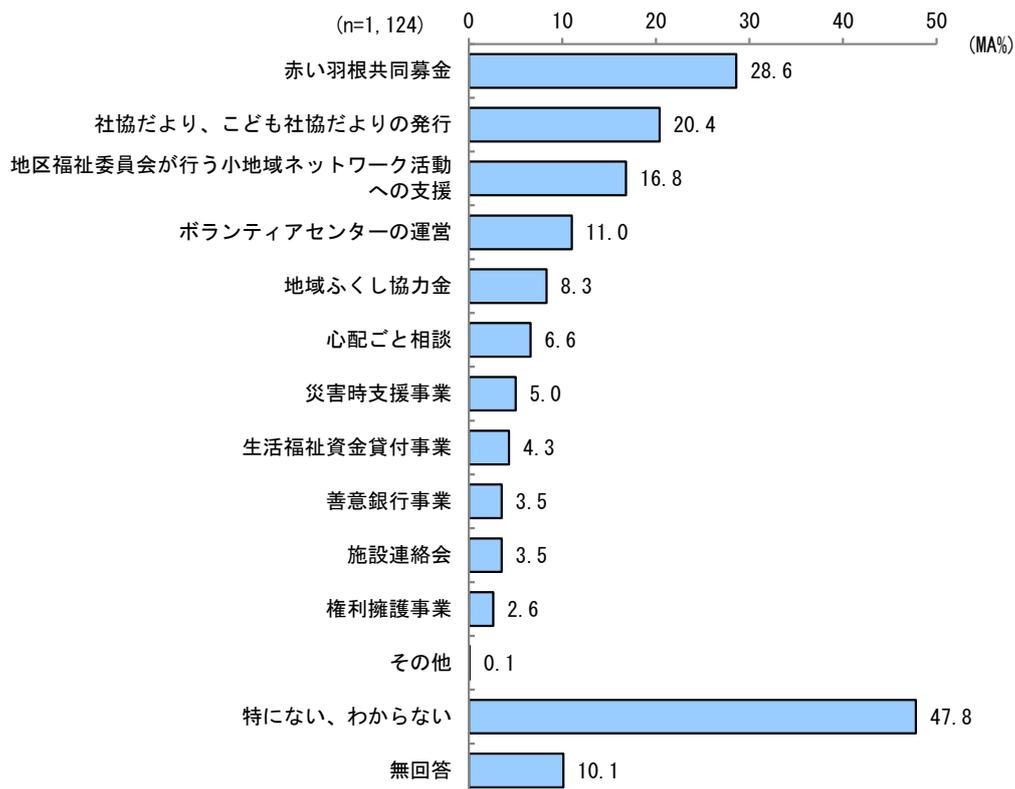
「社会福祉協議会の認知状況」

「設置されていることを知らない」が49.4%で最も多く、**また、「名前を知っているが、役割については知らない」は36.5%となっており、社会福祉協議会の認知度を向上させることが課題となっています。**



「社会福祉協議会の取組として知っているもの」

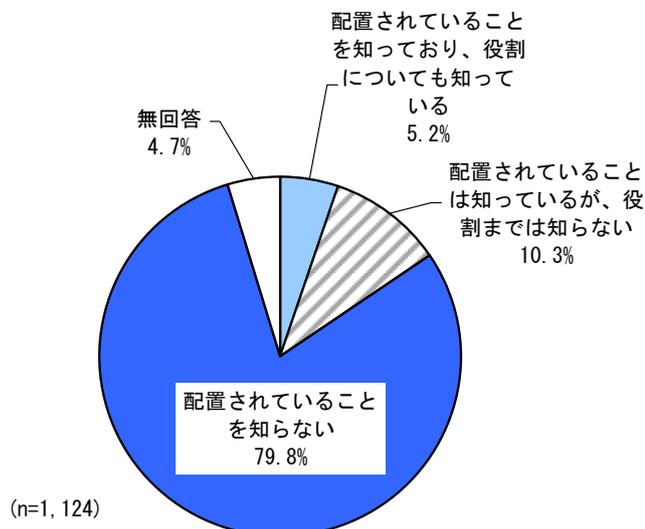
「特にない、わからない」が47.8%で最も多いですが、知っているものでは「赤い羽根共同募金」が28.6%で最も多く、次いで「社協だより、こども社協だよりの発行」が20.4%、「地区福祉委員会が行う小地域ネットワーク活動への支援」が16.8%となっています。



「CSWの認知状況」

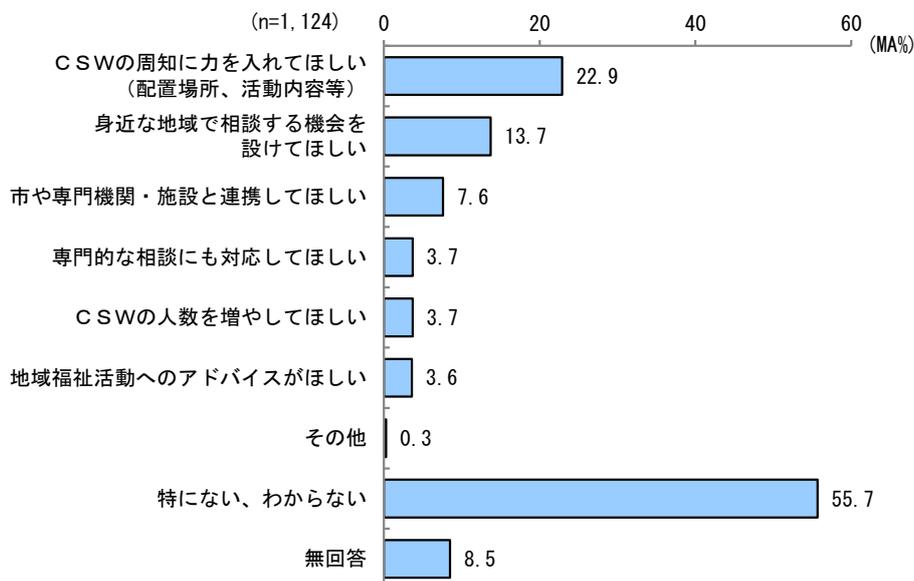
「配置されていることを知らない」が79.8%で最も多く、次いで「配置されていることは知っているが、役割までは知らない」が10.3%となっています。

社会福祉協議会の認知度と合わせて、地域の身近な「生活・福祉の相談員」として活動するCSWの認知度を向上させることは重要な課題となっています。



「CSWに期待すること」

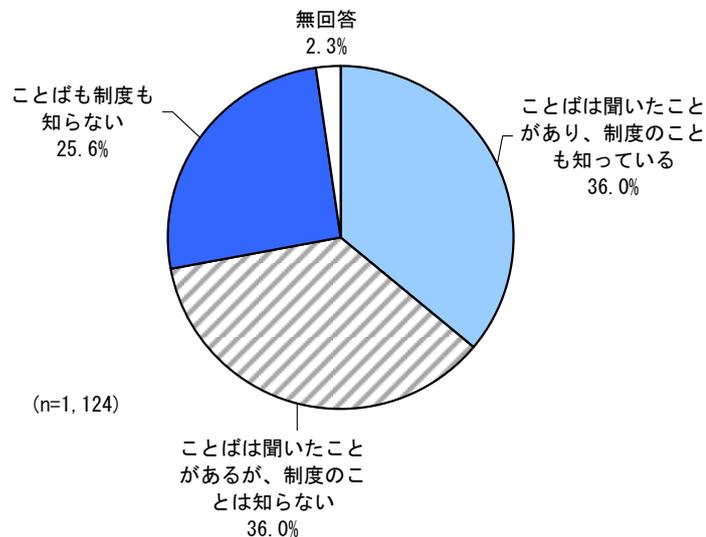
「特になし、わからない」が55.7%で最も多いですが、期待することがある人では「CSWの周知に力を入れてほしい（配置場所、活動内容等）」が22.9%で最も多く、次いで「身近な地域で相談する機会を設けてほしい」が13.7%となっています。



⑤ 成年後見制度について

「成年後見制度の認知状況」

「ことばは聞いたことがあり、制度のことも知っている」と「ことばは聞いたことがあるが、制度のことは知らない」がそれぞれ36.0%で最も多く、両者をあわせた認知度は72.0%となっています。一方、「ことばも制度も知らない」が25.6%となっています。

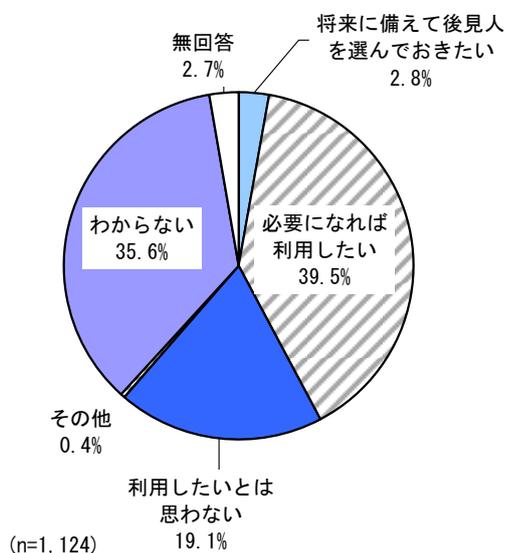


「成年後見制度の利用意向」

「必要になれば利用したい」が39.5%で最も多く、「将来に備えて後見人を選んでおきたい」(2.8%)と「必要になれば利用したい」をあわせた利用意向がある人は42.3%となっています。

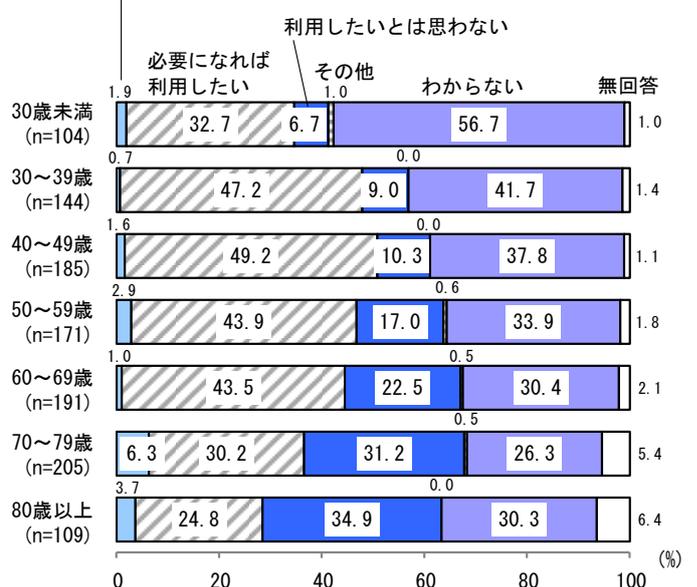
年齢別でみると、「利用したいとは思わない」は年齢が上がるほど割合が高く、80歳以上(34.9%)で最も高くなっています。

【成年後見制度の利用意向】



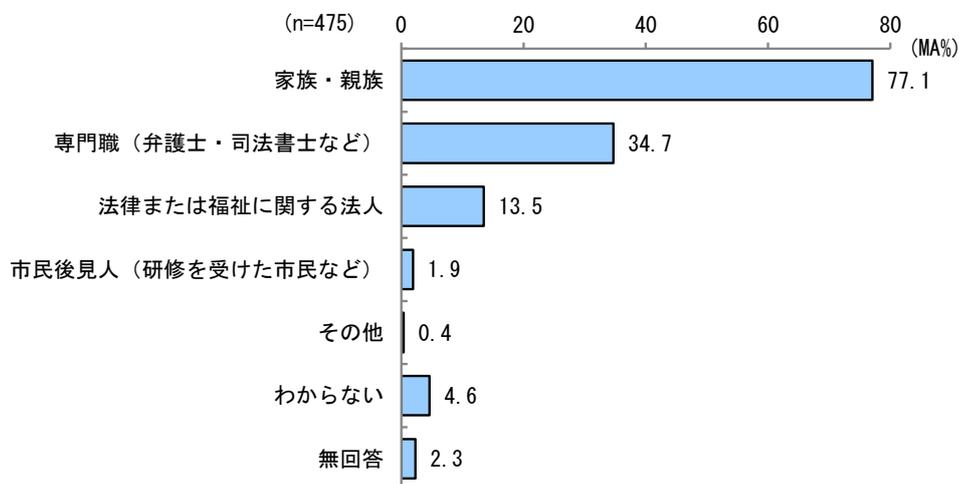
【年齢別】

将来に備えて後見人を選んでおきたい



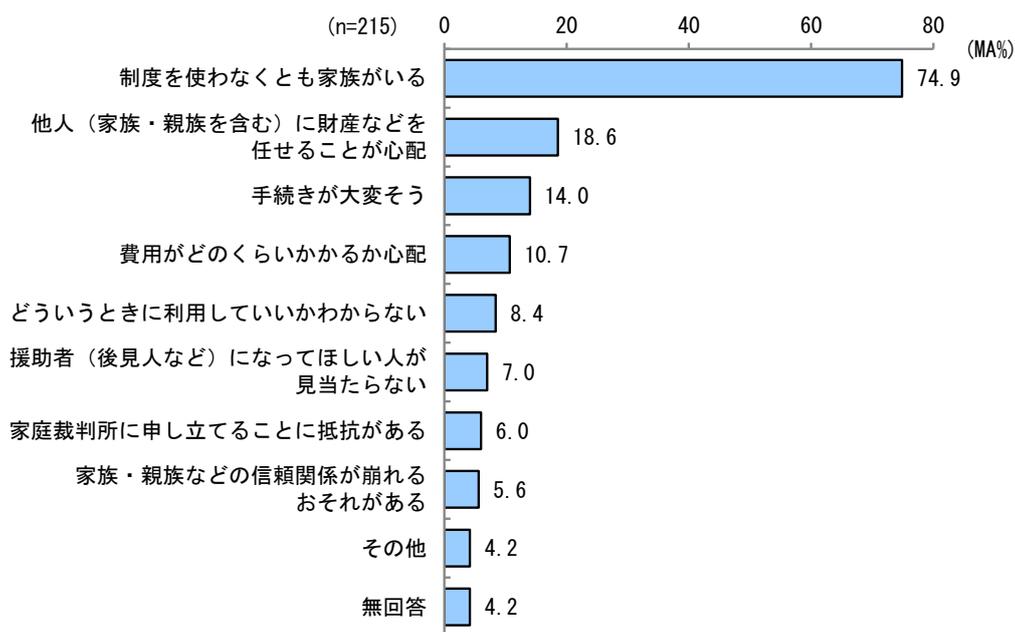
「援助者になってほしい人」

成年後見制度の利用意向がある人に、援助者になってほしい人についてたずねると、「家族・親族」が77.1%で最も多く、次いで「専門職(弁護士・司法書士など)」が34.7%、「法律または福祉に関する法人」が13.5%となっています。



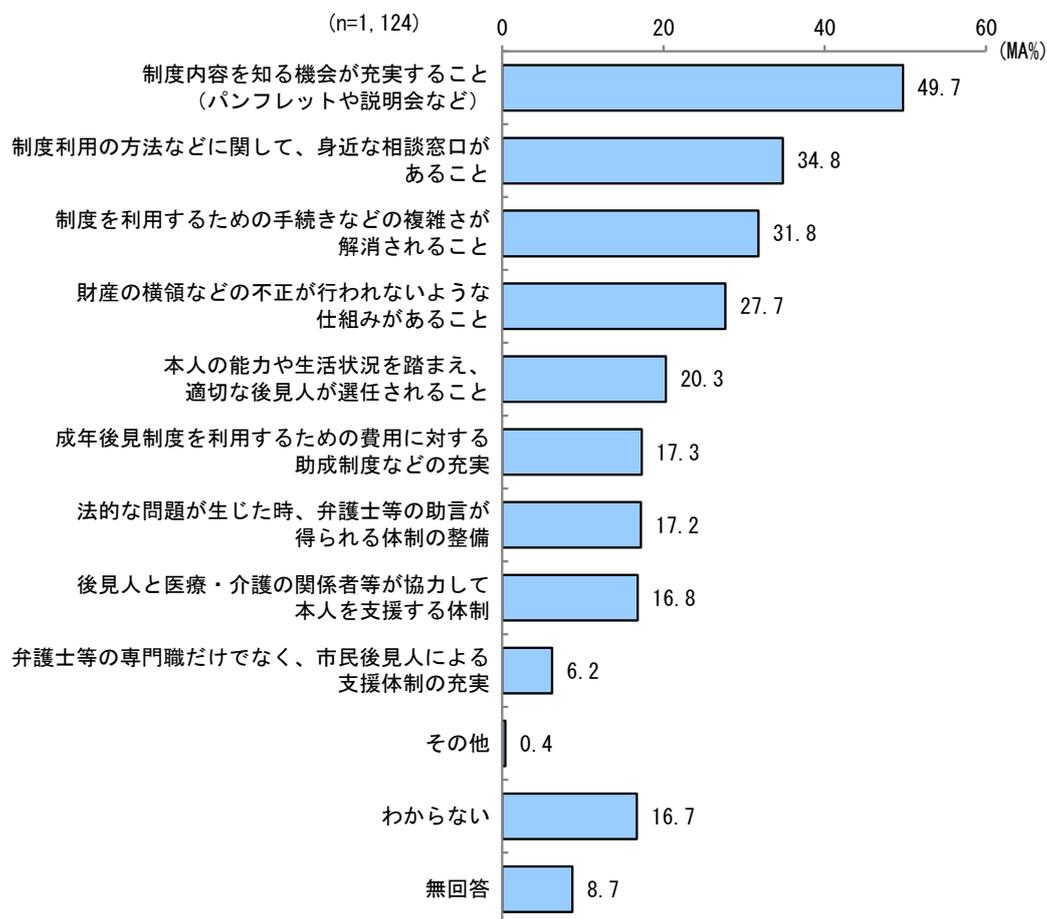
「成年後見制度を利用したいと思わない理由」

成年後見制度を利用したいと思わないと回答した人に、その理由をたずねると、「制度を使わなくとも家族がいる」が74.9%で最も多く、次いで「他人(家族・親族を含む)に財産などを任せることが心配」が18.6%、「手続きが大変そう」が14.0%となっています。



「成年後見制度が利用しやすいものとなるために重要なこと」

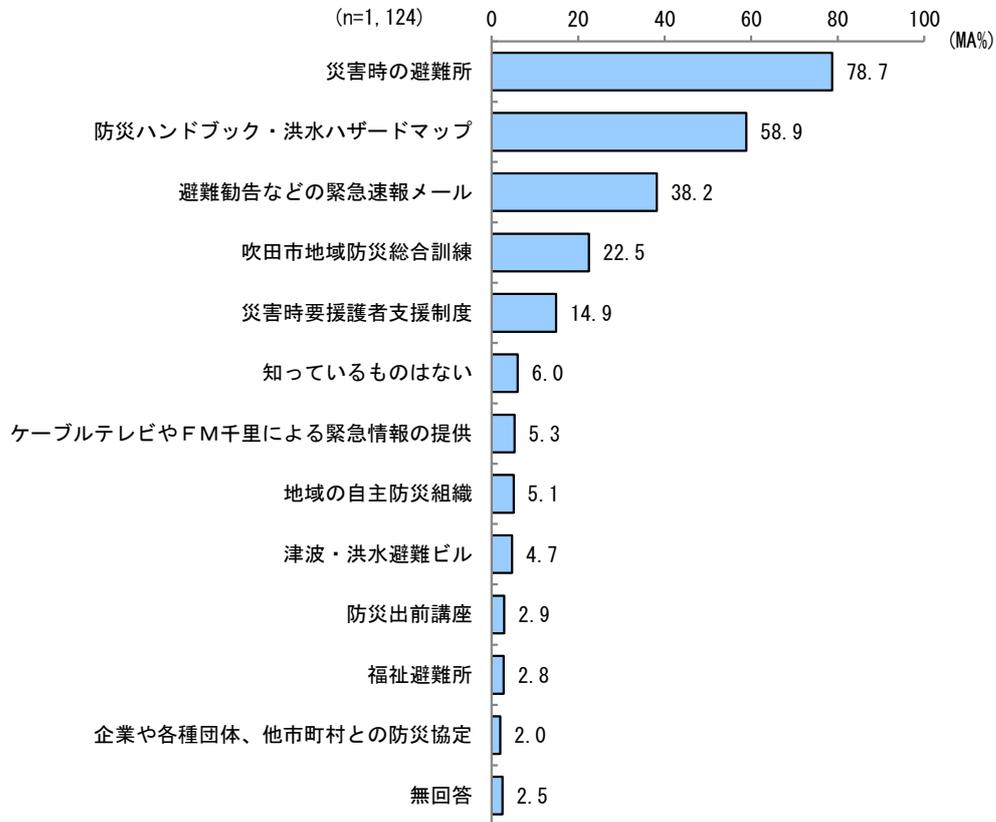
「制度内容を知る機会が充実すること（パンフレットや説明会など）」が49.7%で最も多く、次いで「制度利用の方法などに関して、身近な相談窓口があること」が34.8%、「制度を利用するための手続きなどの複雑さが解消されること」が31.8%となっています。



② 災害から生命を守る取組等について

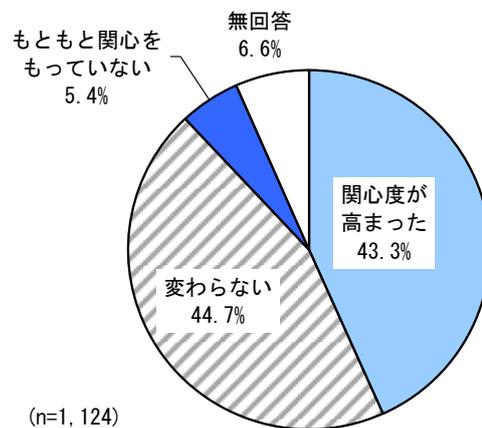
「防災に関する取組や情報について知っているもの」

「災害時の避難所」が78.7%で最も多く、次いで「防災ハンドブック・洪水ハザードマップ」が58.9%、「避難勧告などの緊急速報メール」が38.2%となっています。



「大阪府北部地震の前後での地域の助け合い活動に対する関心度の変化」

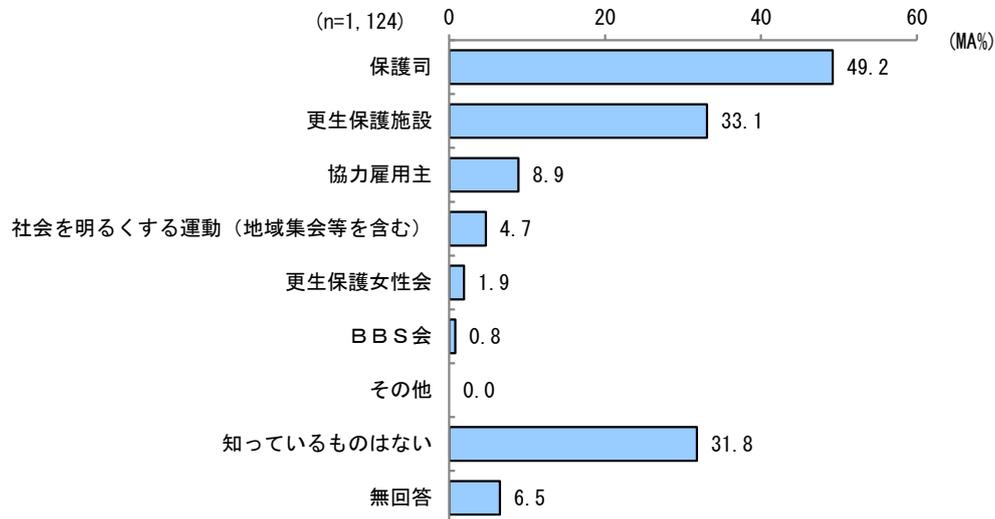
「変わらない」が44.7%で最も多く、次いで「関心度が高まった」が43.3%、「もともと関心をもっていない」が5.4%となっています。



⑦ 再犯防止の取組等について

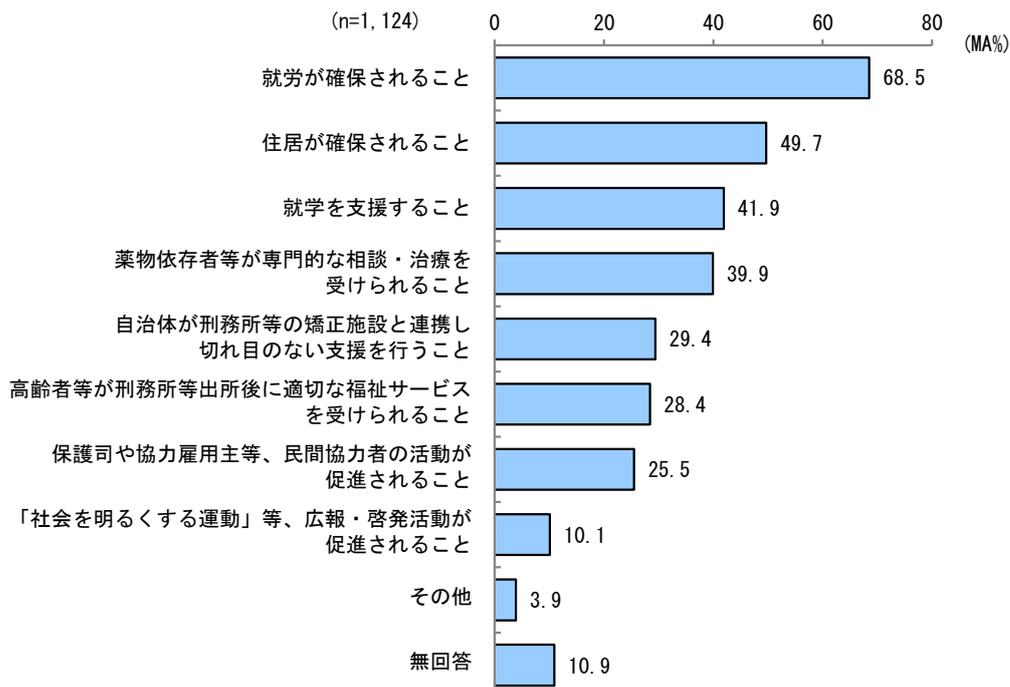
「再犯防止に関する民間協力者や取組で知っているもの」

「保護司」が49.2%で最も多く、次いで「更生保護施設」が33.1%となっており、「知っているものはない」は31.8%となっています。



「再犯や再非行を防止するために必要なこと」

「就労が確保されること」が68.5%で最も多く、次いで「住居が確保されること」が49.7%、「就学を支援すること」が41.9%となっています。



(2) 地域福祉市民フォーラムの実施

理想の地域での暮らしの実現に向けて、現状の課題を共有するとともに、地域住民や各種団体、事業者、行政が課題解決に向けてどのように取り組んでいくかを考えるワークショップを開催しました。

【概要】

- ・手 法：ワークショップ形式（12グループによるグループ討議）
- ・テーマ：①6年後の吹田の「理想の地域での暮らし」について
②今後6年の取組や、自分がやりたいこと・できること
- ・参加者：市民47名
- ・開催日：令和元年(2019年)11月16日（土）
- ・時 間：【南会場】午前10時～正午
【北会場】午後2時～午後4時
- ・会 場：【南会場】吹田市役所 低層棟3階 研修室
【北会場】子育て青少年拠点 夢つながり未来館「ゆいびあ」

① 6年後の吹田の「理想の地域での暮らし」について

理想の地域での暮らしについて、「安心・安全」「助け合い（共助）」などのキーワードを含む意見が多く出されました。このような暮らしを実現するためには、近隣住民との交流が不可欠です。日頃から近隣住民とつながりをもつことは、暮らしに役立つ情報を交換するだけでなく、緊急時・災害時における地域での助け合い・支え合いを可能にします。

近所付き合いを基礎とした助け合い・支え合いを行うにあたっての課題としては、「個人情報」の壁がある」「自治会に加入する世帯が減少し、担い手が不足している」などが挙げられました。

《理想の地域での暮らし》

- ・暮らし続けたいと思うまち
- ・助け合えるまち
- ・学校教育、福祉教育、こころの教育
- ・高齢者や障がい者に優しいまち
- ・孤独を感じない暮らし
- ・医療機関がたくさんある
- ・いつでも一人で吹田市内を歩けるまち
- ・リタイヤした方が活躍できるまち
- ・自治会活動が活発になってほしい
- ・孤立している方（高齢者だけでなく若い方を含む）を見つけやすいまち
- ・バリアフリーのための設備が介助なく活用できるようになる
- ・診療所でもいいので、すべての人にかかりつけ医がいる
- ・高齢者が病院に行ける巡回できる集合タクシー
- ・地域に出かけたくなるまち
- ・災害が起ころうとしても安心して暮らせるまち
- ・あいさつが自然に出るまち
- ・犯罪が少ない暮らし
- ・子どもが安心して暮らせるまち
- ・安全に遊べる公園がたくさんある
- ・手話を使うことが普通となるまち
- ・地域格差をなくす
- ・防災についてみんなが考えるまち

- ・障がいがあってもなくても働き、家庭を持ち、住まいを持ち、みんなが同じように暮らしていく社会
- ・介護、福祉の仕事に若者が関心を持ってくれるまち
- ・介護をしている家族と専門関係と連携できるまち
- ・地域で自分の特技を活かし助け合えるまち
- ・若い世代と昔からの世代が助け合えるまち
- ・自助はもちろん共助ができやすいまち

《問題点・課題（ニーズ）》

- ・高齢化しているので若い方に来てほしい
- ・支える人も高齢者
- ・自治会加入率の低下
- ・福祉委員など担い手不足
- ・仕事のある人の交流場所がない
- ・自治会の連携不足
- ・役をするのが嫌なので自治会に入らない、子ども会に入らない
- ・若いパパ、ママがもっと地域福祉に関心を持ってほしい
- ・青山台地区は子どもの数が少ないので、どうすれば増えてくれるのか
- ・障がいある人が働いていける場所がほしい
- ・マンションの住人の方が住んでいる部屋がわからない
- ・地域によって違うが、もっと緑が多いほうがいい
- ・地域とつながっていない人が心配、出てこられるような手段が必要
- ・18歳以上の障害者（医療的ケア）の入れる場所がない。障がい者施設が少ない、増やしてほしい
- ・段差、階段が多い
- ・個人情報のかべ
- ・免許証返納のメリット
- ・民生委員のなり手がいない
- ・健常者からの差別

② 今後6年の取組や、自分がやりたいこと・できること

理想の地域での暮らしの実現に向けて、今後6年間で自分がやりたいこと・できることについて、「近所の人と顔見知りになる」「近所の人とあいさつができる関係づくり」などが多く挙げられました。

また、子供だけでなく大人も集える場のほか、若い世代から高齢者まで幅広い世代が交流できる場づくりなども取組として重要とする意見は少なくありません。さらに、地域活動の基盤となる自治会についても加入率の向上に取り組む一方で、自治会の横のつながり、連携、交流を進めることなどが取組のキーワードとして挙げられました。

《個人でやりたいこと・できること》

- ・あいさつ、声かけ
- ・他の住民に地域課題を伝えていく
- ・一人ひとりが決められたルールを守る努力が必要
- ・健康寿命を延ばす取り組み、100歳体操などに参加する
- ・地域の絆をどう構築するか、何をしてくれるかではなく自分は何をするか
- ・市、府、大学主催の講演会、WSに参加し、勉強・発信する
- ・高齢者が高齢化の課題を考える
- ・災害発生時、気軽に声かけしあえる安心感

《地域でやりたいこと・できること》

- ・各自治会の横のつながりを進める
- ・子ども会だけでなく、大ども会をつくる
- ・子どものためにお祭りを開催する
- ・自治会ごとで防災訓練ができるようにする
- ・転入してきた人に自治会に加入してもらう
- ・地域の単独自治会に呼びかけ、地区のこれからを考える交流会を開催していく
- ・ひとり暮らし高齢者を対象に、軽食サロン、昼食会を実施
- ・土日の午前中などパパさんが地域に参加できる仕組み
- ・今ある施設を活用して集まりやすいサブタイトル、ネーミングで集まる場をつくる
- ・長く住んでいる人と新しいマンション等の人を結んでいく
- ・自治会、福祉委員、民生委員、中・小PTA、他ボランティアグループとの連携を密にして、よりよい地域、まちづくりをする
- ・見守り活動の強化
- ・話し合いの場に若い人を入れる

《行政等が取り組むこと》

- ・精神障がい者の交通費を割引してほしい
- ・情報交換、窓口をよりわかりやすくしてほしい
- ・民生委員、社会福祉協議会 認知度の向上
- ・幼稚園、小学校、中学校との関係をより一層密にする
- ・吹田市役所主催の防災訓練や講習会を地域ごとに行う
- ・防災マップの活用をして地区ごとの説明会を開く
- ・自治会と他委員会とを協力できるよう、市が主導をしてほしい
- ・施設、作業所、グループホームの充実

6 吹田市の地域福祉における課題の整理

本計画において推進すべき施策を検討するに当たり、各種統計データ、市民アンケートや地域福祉市民フォーラムなどを通して見えてきた課題について整理しました。

課題整理1 地域のつながりの強化

- ◆ 少子高齢化や核家族化の進行などにより、本市においても地域での人と人のつながりは希薄になっています。
- ◆ 市民アンケートの結果のうち、地域生活の中で地域住民の交流について気になっていることでは、最も多かった回答は「特にない」の36.4%ですが、「住民相互の連携や助け合いが乏しいこと」は20.9%であり2番目に高い割合となっています。一方、地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組では、「住民相互の日常的な対話・交流・支えあい」「地域の問題を自分のこととして考えること」が上位を占めています。
- ◆ 市民フォーラムでは、高齢化の進行などにより若い世代が減り、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えていることや、地域で孤立している人への支援などが課題に挙げられました。また、自治会や子供会に加入する人が少なくなっていること、若い世代にも地域福祉に関心を持ってもらいたいことなどについての意見もありました。

(必要な取組)

地域のつながりを強化していくためには、住民同士のあいさつや声かけをはじめとした近所付き合いや人づきあいが重要です。そのうえで、地域福祉活動を行う団体などと行政が連携しながら、市民の地域福祉に関する意識の醸成や担い手の育成・確保に向けた支援を行うなど、地域での助け合い・支え合い活動を促進させる必要があります。

課題整理2 地域生活の課題を包括的に受け止めることができる体制づくり

- ◆本市においても、認知症などにより支援を必要とする高齢者の増加、ひきこもりなどによる社会からの孤立、8050問題などの複雑化・複合化した地域生活の課題が顕在化しています。また、平成30年の大阪府北部地震や台風21号の発生などから、地域での防災に関する取組の重要性が再認識されています。
- ◆市民アンケートでは、80%以上の方が暮らしや福祉のことで相談できる相手がいると回答している一方、その相手は家族や友人・知人が多くを占めており、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や民生委員・児童委員などの身近な相談支援者や各種相談窓口は低い割合となっています。地域生活の中で福祉について気になっていることでは、高齢者に関するもののほか、孤独死、児童虐待、障がい者（児）のいる世帯のこと、ひきこもりに関することや子育ての不安を抱えている世帯のことなど、様々な問題について回答がありました。また、地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組では、住民の主体的な取組として「住民相互の日常的な対話・交流・支えあい」、行政の主体的な取組として「地域福祉活動や公共施設に関する情報提供の充実」に最も多くの回答がありました。
- ◆市民フォーラムでは、地域の課題として支える側も高齢者となっていること、地域における助け合い・支え合い活動の推進と個人情報保護との関係、団体間の連携の促進、差別に関することなどの課題、また、行政に対しては、必要な情報や相談窓口を分かりやすく伝えること、民生委員、社会福祉協議会の認知度の向上などについて、意見がありました。

（必要な取組）

虐待や暴力、ダブルケアや8050問題など、地域の困りごとが複雑化・複合化する中、こうした課題を包括的に受け止めることができる体制づくりが求められています。

このため、地域と行政とのつなぎ役であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）はもとより、民生委員・児童委員などの地域の身近な相談支援者や地域包括支援センターなどの相談支援機関と行政が互いに連携・協働し、それぞれの役割の中で、課題を抱えた人を掘り起こし、適切な支援に結びつけられるような連携ネットワークをつくる必要があります。併せて、地域においても適切な支援につなげられるよう、支援に必要な情報提供や各種相談支援窓口の周知などを充実させる必要があります。

課題整理3 地域福祉活動の促進や福祉サービスの充実

- ◆複雑化・複合化する地域生活の課題に対応するため、地域で活動する団体などの活動が活性化されるよう、行政としてヒト・モノ・お金・情報の面からの支援が重要です。
- ◆市民アンケートでは、地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組のうち、行政の主体的な取組として「地域福祉活動や公共施設に関する情報提供の充実」「行政の施策を分かりやすく住民に知らせること」「支援が必要な方が地域で安心して暮らすための福祉サービスの充実」「暮らしや健康・福祉に関する相談窓口を充実させること」「災害発生時における高齢者や障がい者等への支援を充実させること」が上位5つを占めています。
- ◆市民フォーラムでは、自治会や民生委員・児童委員などの地域福祉活動の担い手が不足しており継続的な活動に不安を感じていること、世代を超えて交流できる場が必要という意見もありました。また、障がいのある人を受け入れる施設や働く場がもっと必要であること、交通不便地域に暮らす人が免許証を返納することの課題などが挙げられました。行政に対しては、福祉サービスの充実、必要な情報や窓口を分かりやすく伝えることなどについて、意見がありました。

(必要な取組)

地域における助け合い・支え合い活動の発展には、地域に暮らす人々が主体的に活動に取り組めるよう、行政として地域福祉活動の基盤整備を進める必要があります。また、支援を必要とされる人の様々な暮らしの課題に対応していくためには、国や大阪府と連携しながら、福祉サービスの充実を図ることが重要です。

このため、行政として地域で活動する様々な団体の活動を支援するとともに、支援を必要とされる人に適切に福祉サービスが提供されるよう、各種の相談窓口や制度について分かりやすく周知することや、地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービスの充実を図る必要があります。

第3章 地域福祉計画の基本方向

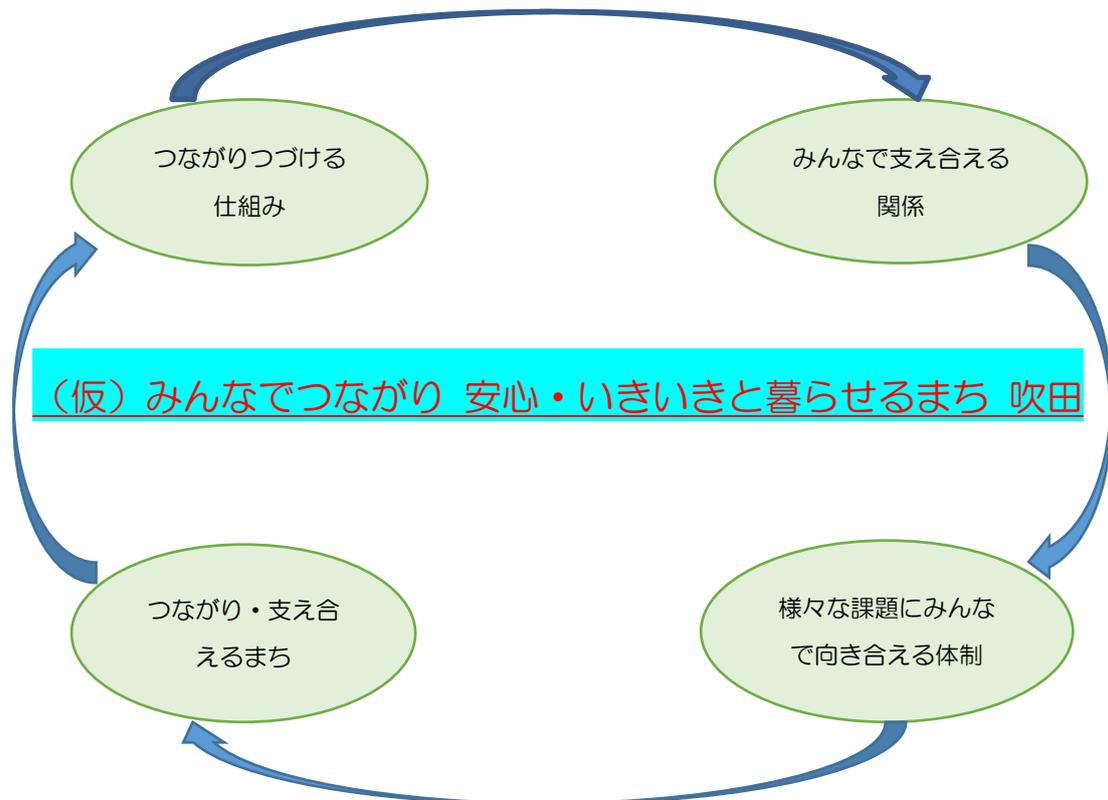
1 計画の基本理念及び目標

少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化や頻発する大規模災害の発生などにより、家庭や地域を取り巻く環境は大きく変化しているとともに、地域における課題は複雑化・複合化しています。

このような課題の解決に取り組んでいくためには、地域住民をはじめ、地域で活動する多様な団体、福祉事業者や社会福祉協議会などの関係機関及び行政が課題を「我が事」として共有し、地域全体で支え合う仕組みを構築することが必要です。

本計画では、“いのちと暮らしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり”の基本理念のもとに第3次計画までにわたって推進してきた取組を踏襲しつつ、地域を取り巻く状況の変化を踏まえ、「(仮) みんなでつながり 安心・いきいきと暮らせるまち 吹田」を基本理念に、地域全体でつながりながら支え合えるまちづくりを推進します。

■ (仮) 基本理念 ■



上記の基本理念の達成及び国が示す「地域共生社会」の実現をめざし、市民アンケートや地域福祉市民フォーラム等を通して見えてきた課題を踏まえ、本計画では次の3つの基本目標を掲げ、今後5か年の地域福祉活動のさらなる充実・発展をめざします。

また、基本目標を達成するために必要となる取組を、具体的施策として示しています。

■基本目標■

(1) 公民協働による地域福祉活動の推進

価値観の多様化、少子高齢化や核家族化の進行などにより、地域における人と人のつながりが希薄化している中、子育ての不安、介護の悩み、孤立や虐待などの問題が起こっています。このような状況の中、介護と育児に同時に直面するダブルケアなどの複合的な課題や、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかずに深刻な状況に陥るケースの増加など、行政の力だけでは解決が難しい課題が顕在化しています。こうした課題の解決には、地域住民一人ひとりが、地域における様々な課題を我が事として受け止め、行政をはじめ関係機関との協働のもとに、地域全体で支える力を改めて構築していく必要があります。

そのためには、地域において日頃の近所付き合いや顔の見える関係づくりを進めることが大切です。住民にとって身近な自治会やボランティアなどの活動、一人ひとりの暮らしに寄り添って支える民生委員・児童委員や地区福祉委員会による活動など、様々な地域福祉活動が推進されるよう必要な支援を進めるとともに、誰もが気軽に地域福祉活動に参加できるような仕掛けを検討するなど、公民協働による地域福祉活動の推進を図ります。

(2) 総合的支援のネットワークの構築

地域生活の課題の解決には地域住民同士の助け合い・支え合いが欠かせませんが、医療的なケアなど専門的な支援を必要とするもの、社会的差別の解消や虐待、犯罪や非行をした人の立ち直りを支える更生保護の取組といった特段の配慮が求められるものなど、地域の力だけでは解決できない課題もあります。また、近年の相次ぐ地震や台風などの災害は、各地で大きな被害をもたらしています。高齢者を狙った特殊詐欺による被害なども課題となる中、安心・安全なまちづくりを進めなければなりません。

このような課題を含め、複雑化・多様化する地域生活の課題に対応して包括的な支援が行えるよう、庁内連携体制の強化を図るとともに、地域と専門職とのつながりや相談支援機関同士の連携・協働を推進する必要があります。

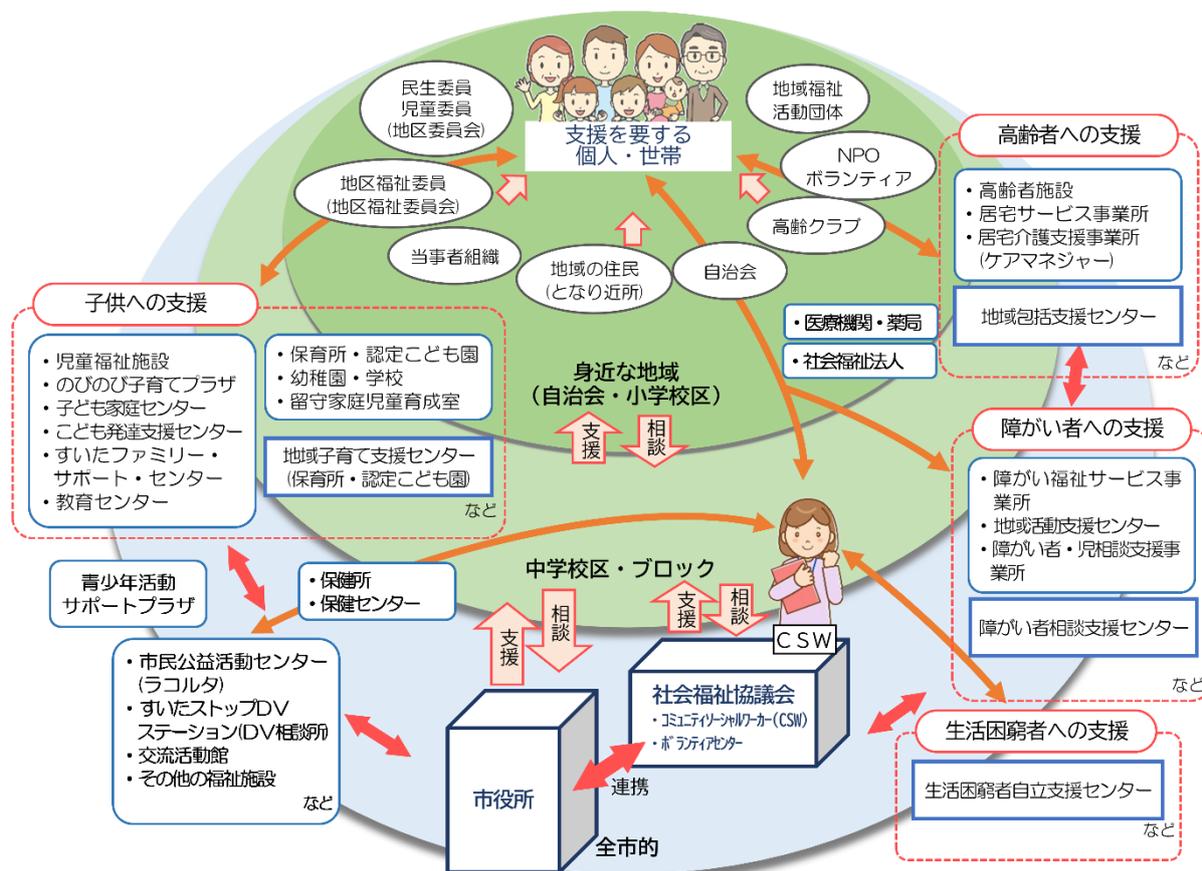
このため、既存の様々な相談・支援ネットワークを有機的に連携させることなど、包括的な相談支援体制の構築に向けた検討を進めます。また、地域における防災力・減災力の向上に向けた自治会、自主防災組織や福祉施設などとの連携や、防犯力の向上に向けた防犯協議会や警察などとの連携など、地域の多様な組織とのさらなる連携により、地域全体で支え合える安心・安全のネットワークづくりを進めます。

(3) 地域福祉活動推進の基盤整備

地域住民による主体的な地域福祉活動をより推進・発展させるため、また、支援を必要とする人に福祉サービスを適切に提供していくためには、行政によるヒト・モノ・お金・情報といった条件整備が欠かせません。加えて、雇用・就労支援、保健・医療、福祉など、総合的な生活保障のための制度の充実に向けては、国や大阪府との連携を促進することが不可欠です。

このため、地域で活動する諸団体について、担い手や交流・活動の場の確保、補助金交付などによる財政支援や情報提供の充実を図るなど、地域福祉活動推進のための基盤整備を進めます。

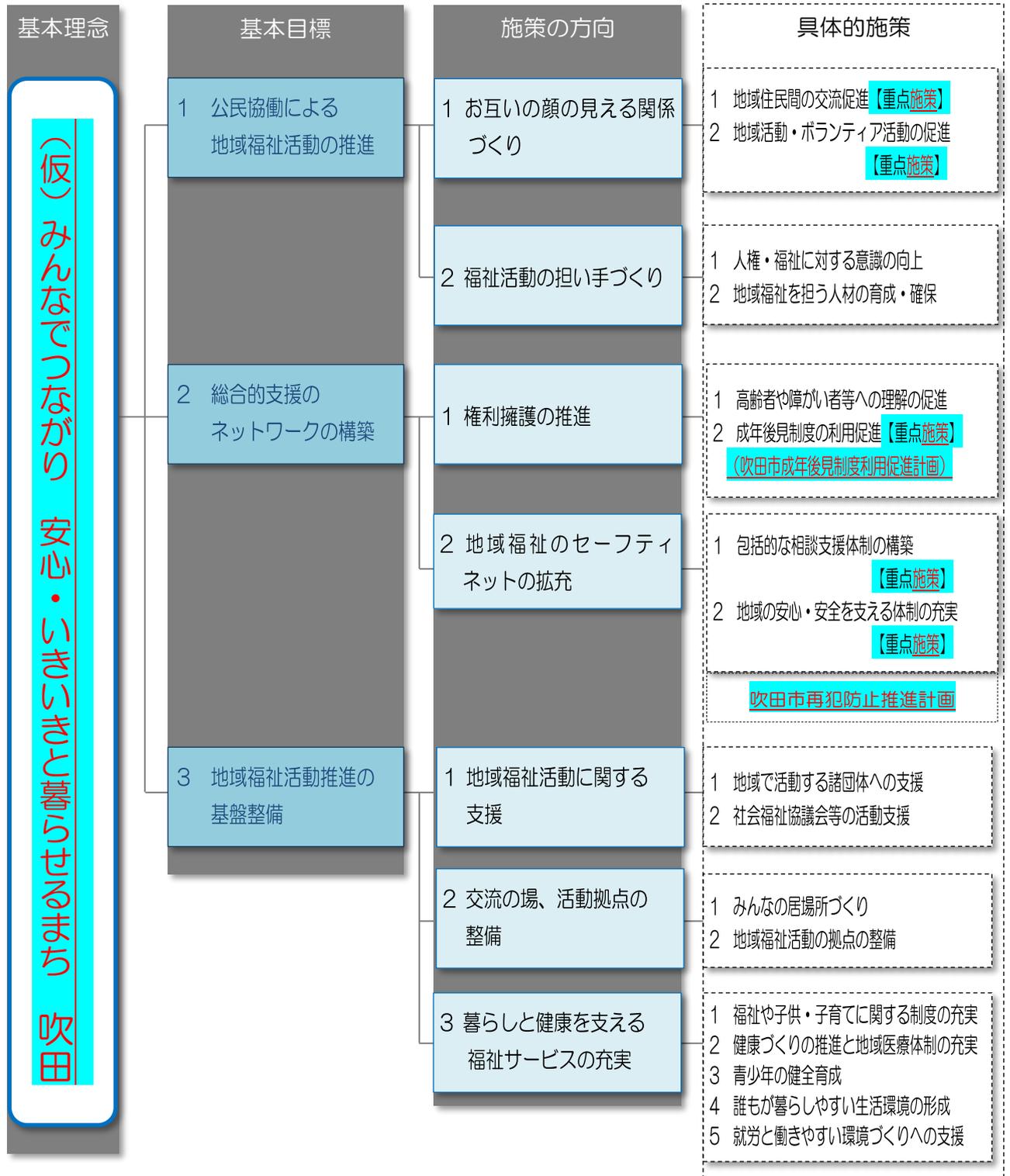
図 総合的支援のネットワーク



第4章 施策の展開

「(仮)みんなでつながり 安心・いきいきと暮らせるまち 吹田」の基本理念の実現に向け、3つの基本目標を達成するための方向性を「施策の方向」とし、それぞれの方向性に沿った地域福祉の取組を「具体的施策」として示します。また、国による地域共生社会の実現や本市における課題の整理を踏まえ、今後、さらに推進していくべき5つの具体的施策を「具体的施策【重点施策】」として示します。

計画の施策体系



・具体的施策における【5つの重点施策】

基本目標1 公民協働による地域福祉活動の推進

施策の方向1 お互いの顔の見える関係づくり

具体的施策1 地域住民間の交流促進【重点施策】

隣近所など身近な人とのつながりは、地域での顔の見える関係づくりに大切であり、地域福祉を進めるうえでの基礎となるものです。日頃の挨拶や声かけ、地域での行事を通じた交流など、特別なことではなく普段の暮らしの中で身近な人とつながることで、顔の見える関係をつくることができます。また、一人ひとりがつながっていくことで、暮らしに役立つ情報を交換することや困ったときに助け合えるなど、より暮らしやすい地域づくりにもつながります。

市民アンケートの結果でも、地域で力を合わせて安心して暮らすために必要な取組として「住民相互の日常的な対話、交流、支えあい」が最も多い回答となっています。一方で、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化などにより、本市においても、地域での人と人のつながりは希薄になってきており、地域住民同士の交流促進に向けた取組を進めることが重要となっています。

このため、自治会や地区福祉委員会をはじめ、地域住民間の交流活動を行う各種団体との連携を深め、活動や行事に係る市民への周知・啓発などの情報発信に努めます。また、障がいのある人や子育て中の人でも参加しやすい配慮や仕組みを整えるなど、地域の誰もが参加しやすい活動・行事となるような環境づくりに努めます。さらに、これら地域団体と福祉施設などの多様な主体の交流機会の確保について検討を進めるなど、地域住民間の交流促進に向けた取組を推進します。

具体的施策2 地域活動・ボランティア活動の促進【重点施策】

地域福祉の推進には、地域住民、地域団体、相談支援機関、ボランティアやNPOなど、分野や組織を超えた多様な関係者の協力が必要です。

自治会などの地域活動や様々なボランティア活動は、義務や強制ではなく、自らの意思で参加し、取り組んでいけるものです。また、活動を通じて、多様な問題に柔軟に取り組むことができ、自分自身や周囲に良い影響を与えることができる力を持っています。

しかしながら、市民アンケートの結果では、6割以上の方が「地域活動に参加していない」と回答しています。また、活動に参加しやすくなるために「活動に関する情報を積極的に発信すること」、「気軽に相談できる窓口の設置」や「活動できる拠点や場所を整備すること」などが求められています。

このため、地域活動やボランティア活動に関する情報を幅広い層の市民に発信し、興味や参加意欲を高めることで、実際の活動につながる機会のさらなる充実を図ります。また、こうした活動に取り組む団体などに対して、引き続き、活動費に対する補助金の交付やコミュニティビジネスに関する情報提供を行います。

さらに、社会福祉協議会や市民公益活動センターなどと連携し、活動団体の立ち上げや地域活動への参加に関する情報提供・支援を行うとともに、交流の場や機会の提供等を通じて、活動団体、事業者同士の連携を促進するなど、活動の促進に向けた支援を進めます。

基本目標2 総合的支援のネットワークの構築

施策の方向1 権利擁護の推進

具体的施策2 成年後見制度の利用促進【重点施策】～吹田市成年後見制度利用促進計画～

成年後見制度は、認知症、知的障がいや精神障がいなどで判断能力が不十分な人の権利や財産を守る制度であり、その人の権利や財産を守る援助者を選ぶことで、本人の生活を法律的に支援するものです。この制度は、地域共生社会の実現に向けても重要であり、「成年後見制度の利用促進に関する法律」の施行（平成28年5月）など、国全体として成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

本市では、ちらしの作成・配布などにより、制度の普及・啓発に努めていますが、市民アンケートの結果では、制度の認知度は低い状況となっています。また、制度の利用意向では、利用意向がある人の多くは「家族・親族」に援助者になってほしいと考えており、利用意向がない人でも「制度を使わずとも家族がいる」と回答した人が最も多い状況であるなど、家族に支援を求める傾向が見られます。

しかしながら、少子高齢化の進行とともに、本市においてもひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中で認知症高齢者の数も増えており、判断能力が不十分な状態となり支援を必要とされる人も、年々増加していくものと推測されます。また、知的障がいや精神障がいのある人の家族の高齢化が進行する中、親亡き後の生活に不安を抱える人がいるという状況があります。

このような状況を踏まえ、本項目を「吹田市成年後見制度利用促進計画」に位置付け、今後さらに重要度が増していく成年後見制度について、市民が制度の趣旨を理解しやすく、支援を必要とする人の利用につながるような広報に努めるとともに、関係所管や専門機関などとの連携のもとに支援ネットワークの整備に向けた検討を行うなど、制度の利用促進に向けた取組を進めます。

施策の方向2 地域福祉のセーフティネットの拡充

具体的施策1 包括的な相談支援体制の構築【重点施策】

本市では、地域住民1人ひとりの助け合い・支え合いや、地区福祉委員、民生委員・児童委員、自治会等による住民主体の声かけ・見守りをはじめとした地域福祉活動が活発に行われています。また、地域と行政のつなぎ役であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が配置されている社会福祉協議会、地域包括支援センターや障がい者相談支援センターをはじめ、様々な相談支援機関と行政との連携により、地域住民の暮らしの課題解決に向けた支援が行われています。

しかしながら、近年、社会情勢の変化などにより、地域生活の課題は様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、また、個人や世帯で複数の分野にまたがる課題を抱えるなど複合化しています。こうした中、本市でも、認知症高齢者の増加、ひきこもりなどによる社会的孤立、様々な虐待や暴力、犯罪や非行をした人の更生支援などの課題が顕在化するとともに、いわゆる8050問題やダブルケアなどにより、世帯単位で複数の課題を抱えているケースもあります。

このような複雑化・複合化した課題に対応するため、支援を必要とする個人や世帯に対して、それぞれの状況に応じた支援が行えるよう、これまで以上に、身近な地域や様々な相談支援機関で気軽に相談ができ、適切なサービスや専門の支援機関に円滑につながれるような包括的な相談支援の仕組みをつくる必要があります。

このため、社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や民生委員・児童委員などの身近な相談支援者、様々な福祉施設や相談支援機関の役割などについて、多様な媒体や地域活動の場を活用して分かりやすい広報に努めるとともに、多様な相談支援機関との連携や機能の充実を図り、誰もが気軽に相談できる環境づくりを進めます。

また、地域と行政のつなぎ役であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）については、地域ごとの課題の把握・分析や地域活動のコーディネートに関する取組を促進させるなど、地域づくりのプランナーとしての機能強化を図ります。

併せて、庁内における連携体制を強化するとともに、社会福祉協議会を中心に多様な関係者が集い、分野横断的に検討を行うことができる会議体を設置し、分野をまたぐ課題や制度の狭間にある課題に適切に対応できる体制づくりを進めるなど、多機関の連携・協働のもと、地域全体で支え合える力を強化し、様々な課題に対応しながら適切な支援につながる事ができる包括的な相談支援体制づくりを進めます。

具体的施策2 地域の安心・安全を支える体制の充実【重点施策】

近年、我が国では地震や台風、局地的な集中豪雨など大規模な自然災害が頻発し、激甚化しています。また、女性や子供、高齢者を狙った犯罪も多く、特に特殊詐欺やインターネットを利用した悪徳商法など手口も巧妙化しています。さらに、新型感染症やテロといった世界的な危機事象に対する懸念が大きくなっています。平成30年に発生した大阪府北部地震や台風21号は本市にも甚大な被害をもたらし、改めて防災・減災の取組や、高齢・障がいなどにより自ら避難することが困難な災害時要援護者の支援に関する課題が浮き彫りとなりました。また、新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態は、世界中で多くの人命が失われるとともに社会経済状況を一変させました。

このような中、本市では防災ブックやハザードマップの作成・配布、災害情報の取得手段の1つとして防災行政無線の自動応答サービスの運用、地域主体の自主防災組織の結成や防災訓練の実施に向けた支援、災害時要援護者支援に向けた地域支援組織との協定や福祉避難所の指定の拡充など、様々な災害への備えや対応の強化に向けた取組を進めています。また、犯罪を抑止するための防犯カメラの設置、警察や防犯協議会と連携した防犯講座の実施や地域青色防犯パトロールの活動支援など、地域全体の防犯力向上、防犯意識の高揚や見守りの強化に向けた取組を進めています。

様々な危機事象や犯罪に備えるためには、行政による「公助」はもとより、住民一人ひとりが自発的に行う防災活動である「自助」や、地域の防災力向上のための自主防災組織をはじめとした地域の住民などが連携して行う防災活動である「共助」なくしては、災害に対処することは困難となっています。大規模な自然災害の発生をはじめ、想定を上回るような事態にあっても、迅速かつ的確に対応できる体制づくりを進めていかなければなりません。

このため、地域との連携をさらに深めながら、災害への事前の備えや助け合いに関する周知・啓発、情報伝達体制の強化に向けた取組を進めます。また、すべての地域において自主防災組織が結成され、災害時要援護者支援に係る協定が締結できるよう、地域住民の災害に対する意識の向上や地域防災リーダーの育成などの取組を進めます。防犯対策については、引き続き、地域での見守り活動を行う団体への支援を行うとともに、警察や防犯協議会などと連携しながら、安心安全の都市（まち）づくりを推進します。

基本目標 1

公民協働による地域福祉活動の推進

施策の方向 1	お互いの顔の見える関係づくり
---------	----------------

1 地域住民間の交流促進【重点施策】

取組の方向性	関連する主な事業
<p>核家族化の進展やライフスタイルの多様化などにより、地域での人と人とのつながりは希薄化しつつありますが、地域の人とお互いに顔の見える関係を日頃からつくっておくことは、災害が発生したときにスムーズに協力するためにも大切です。</p> <p>自治会活動、ふれあい昼食会、子育てサロンや地区市民体育祭等の地域住民間の交流活動は、地域住民同士の助け合い・支え合いのつながりづくりに大きく貢献しています。</p> <p>自治会や地区福祉委員会など、こうした活動を行う団体等と連携し、市民への周知・啓発に努めるとともに、地域住民同士が互いに助け合い、支え合える関係づくりを進めていきます。</p>	

2 地域活動・ボランティア活動の促進【重点施策】

取組の方向性	関連する主な事業
<p>地域では様々な団体が福祉活動に取り組んでいます。地域福祉の裾野を広げるためには、より多くの方が自分自身の協力できる範囲で主体的にかかわっていくことが大切です。</p> <p>地域福祉活動を行う団体が活発に活動を進められるよう、行政として必要な支援を行います。まだ参加していない人にも活動してもらえるように、短時間ボランティアや特技を生かせるボランティアなど、多様な活動スタイルを提案していきます。</p>	

■評価指標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)	備考
自治会加入率	50.1%	調整中	
小地域ネットワーク活動の延べ参加者数	84,162人	86,000人	
高齢者生きがい活動センターの利用者数	50,696人	57,490人	

施策の方向2	福祉活動の担い手づくり
--------	-------------

1 人権・福祉に対する意識の向上

取組の方向性	関連する主な事業
<p>人権や福祉意識の向上を図っていくためには、行政が主導するばかりでなく、地域や家庭など身近なところで地道に啓発活動が続けることが最も重要です。</p> <p>誰もがお互いを理解し、尊重しあえるよう、人権や福祉に関して気軽に学習できる場を提供したり、地域に密着した啓発活動を行う等、人権・福祉に対する意識の向上に向けた取組を進めます。</p>	

2 地域福祉を担う人材の育成・確保

取組の方向性	関連する主な事業
<p>地域では様々な団体が福祉活動に取り組んでいますが、担い手不足や高齢化により、地域福祉を担う人材の育成・確保が喫緊の課題となっています。</p> <p>まだ福祉活動に参加していない人が、地域福祉活動に関心を持ち、気軽に参加してもらえよう、活動のすばらしさを伝えられるような周知に努めていきます。</p>	

■評価指標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)	備考
障がい者サービスボランティア協力者数	215人	250人	
青少年リーダー講習会事業申込人数	59人	70人	

総合的支援のネットワークの構築

施策の方向 1	権利擁護の推進
---------	---------

1 高齢者や障がい者等への理解の促進

取組の方向性	関連する主な事業
<p>住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民一人ひとりがお互いの個性を認め、尊重することが大切です。医療や介護が必要となっても、障がいがあってもなくても、地域の一員として暮らしていけるよう、認知症や障がいなどへの理解を促進する取組を進めます。</p>	

2 成年後見制度の利用促進【重点施策】

取組の方向性	関連する主な事業
<p>成年後見制度は認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者など判断能力が不十分な方の権利を擁護する制度ですが、市民認知度は高いとは言えず、また、制度を必要とする方が十分に利用できているとは言えません。</p> <p>この制度の利用を促進するため、市民が制度の趣旨を理解しやすく、支援を必要とする人の利用につながるような広報に努めるとともに、地域連携ネットワークと中核機関の整備その他成年後見制度の利用促進に係る必要な機能の整備について検討を進めます。</p>	

■評価指標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)	備考
認知症サポーターの養成数（累計）	24,390人	46,650人	
障害者週間記念事業の啓発行事への参加者数	974人	1,200人	
成年後見制度の認知度	—	40%	
日常生活自立支援事業利用者数	94人	110人	

施策の方向2	地域福祉のセーフティネットの拡充
--------	------------------

1 包括的な相談支援体制の構築【重点施策】

取組の方向性	関連する主な事業
<p>近年、社会情勢の変化などにより、地域生活の課題は様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、また、個人や世帯で複数の分野にまたがる課題を抱えるなど複合化しています。こうした中、本市でも、認知症高齢者の増加、ひきこもりなどによる社会的孤立、様々な虐待や暴力、犯罪や非行をした人の更生支援などの課題が顕在化するとともに、いわゆる 8050 問題やダブルケアなどにより、世帯単位で複数の課題を抱えているケースもあります。</p> <p>こうした個人や世帯が抱える複雑化・複合化した課題に対応するため、既存のネットワーク会議等を有機的に連携させるなど、分野をまたぐ課題にも様々な相談支援機関と行政との連携・協働によって適切な支援につながるような、<u>包括的な相談支援体制づくり</u>を進めます。</p>	

2 地域の安心・安全を支える体制の充実【重点施策】

取組の方向性	関連する主な事業
<p>近年、全国各地で自然災害が頻発、激甚化している中、地域における防災や減災に向けた取組の重要性が再認識されています。また、特殊詐欺など犯罪の被害を未然に防ぐことや、新型感染症など未知の脅威に対する懸念が高まっています。</p> <p>このため、大規模災害などが発生した際に、地域住民による自主的な防災活動が迅速に展開できるよう、自主防災組織の結成や災害時要援護者の支援に関する情報の提供など、平常時からの地域における支援体制の構築に向けた取組の支援を進めます。また、避難生活において特別な配慮を必要とする人への対応や福祉避難所の機能の充実など、行政として福祉的な視点をもった取組を進めていきます。併せて、犯罪が多発している地域への防犯カメラの設置や地域青色防犯パトロール活動の支援を進めるなど、これまで以上に地域と連携を促進し、<u>安心安全の都市(まち)づくり</u>を推進します。</p>	

■評価指標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)	備考
地域包括支援センターの認知度	—	50%	
吹田市社会福祉協議会の認知度	47.4%	60%	
コミュニティソーシャルワーカー (CSW)の(延べ)相談対応回数	1,825件	2,000件	
自主防災組織の結成数(連合自治会 単位・単一自治会単位)	25団体・ 277団体	34団体・ 300団体	
災害時要援護者支援に関する協定締 結地区数	6地区	34地区	

～吹田市再犯防止推進計画～

国の刑法犯の認知件数は、令和元年には戦後最小となりましたが、一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は上昇し続け、48.8%となっています。

犯罪をした人の中には、(出所時に)住居や就労先がなく生活が成り立たないことや、福祉的な支援が必要にも関わらず適切な支援を受けられていないことなどから、再び犯罪に手を染める人が多い状況です。

再犯を防止するために、社会復帰をするための支援と社会が受け入れる体制づくりが重要です。

《取組の方向性》

- 社会を明るくする運動を通じて再犯防止に関する地域での理解を促進します。
- 保護司など更生保護関係者の活動支援の充実を図ります。
- 住居や就労、保健医療や福祉などの関係機関との連携を促進します。

地域福祉活動推進の基盤整備

施策の方向1	地域福祉活動に関する支援
--------	--------------

1 地域で活動する諸団体への支援

取組の方向性	関連する主な事業
<p>複雑化・複合化した地域課題に適切に対応するためには、各地域団体の活動の活性化を図るとともに、より一層地域との連携を強化し、様々な取組を進めていく必要があります。</p> <p>民生委員・児童委員や地区福祉委員、保護司など、身近な相談支援者の役割や活動内容をわかりやすく周知するとともに「やりがい」をPRするなど、それぞれの団体が地域でより活動しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>また、財政的支援のほか、複雑な課題に対応するための独自研修の実施、団体同士の交流促進など、行政として必要な支援を行います。</p>	

2 社会福祉協議会等の活動支援

取組の方向性	関連する主な事業
<p>吹田市社会福祉協議会は地域福祉の推進を目的に組織された団体であり、地域と行政とのつなぎ役であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を中心に、本市の地域福祉活動推進の要となって様々な活動を展開しています。また、本市における包括的な支援体制の構築においても、重要な役割を担う団体として期待されています。</p> <p>一方で、依然低い状況にある同協議会とCSWの市民認知度の向上、また、複雑化する市民ニーズに適切に対応していくため、地域団体、事業者や行政とのさらなる連携強化が必要です。</p> <p>このため、各種の媒体やイベントの活用等により、同協議会の役割や地域福祉活動に関する市民への周知・啓発の取組を推進します。また、会議等の様々な機会を通じて市職員とCSWが情報交換を行い、互いの役割や業務に対する理解を深めながら、地域団体や行政との連携強化に向けた仕組みづくりを進めていきます。</p>	

■評価指標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)	備考
民生委員・児童委員の人数	498人	522人	現状値は、平成31年3月1日時点の人数
単位高齢クラブ数	205クラブ	—	
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の認知度	15.5%	30%	地域福祉に関する実態調査結果

施策の方向2	交流の場、活動拠点の整備
--------	--------------

1 みんなの居場所づくり

取組の方向性	関連する主な事業
<p>認知症高齢者や生活困窮世帯など、支援を必要とする人を適切な福祉サービスにつなげるには、支える人と支えられる人が普段から顔の見える関係でつながっていることが大切です。</p> <p>誰もが気軽に立ち寄れる「まちの縁側」や子供支援の一環である「子ども食堂」などの好事例を広く紹介するなど、地域住民が主体となって、これらの『居場所づくり』に取り組むことができるよう支援します。</p> <p>また、様々な世代の市民が気軽に利用することで世代間交流の場となる「ふれあい交流サロン」、子供が安心・安全に過ごせる場や体験活動の機会となる「太陽の広場・地域の学校」などの取組についても、引き続き、地域の協力を得ながら着実に進めていきます。</p>	

2 地域福祉活動の拠点の整備

取組の方向性	関連する主な事業
<p>地域活動が活発に展開されるためには、活動の場の充実が必要ですが、参加者の増加などにより、地域によっては従来の活動拠点ではスペースが手狭になっているなどの課題があります。</p> <p>公共施設においては、改修や建替え等の機会をとらえて、必要とされる機能と場所の確保を検討し、より利用しやすい環境づくりに努めます。</p> <p>また、条例により一定規模以上の共同住宅開発時には集会施設の設置を義務付けるなど、地域活動の場が適正に整備されるよう努めます。</p> <p>この他にも、吹田市社会福祉協議会の施設連絡会が実施する地域への施設開放など、民間主体の取組が有効に活用されるよう周知等に取り組みます。</p>	

■評価指標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)	備考
ふれあい交流サロン設置数	6か所	12か所	
こどもプラザ事業実施回数	1,992回	2,400回	
貸館の延べ使用件数	3,665件	4,190件	総合福祉会館

施策の方向3	暮らしと健康を支える福祉サービスの充実
--------	---------------------

1 福祉や子供・子育てに関する制度の充実

取組の方向性	関連する主な事業
<p>地域には、経済的な困窮や障がいなどにより、何らかの福祉サービスを必要としていたり、子育ての不安があるなど、様々な暮らしの課題を抱える人がいます。</p> <p>地域での暮らしの課題の軽減・解決を図るため、吹田健やか年輪プラン、障がい福祉計画や子ども・子育て支援事業計画などに基づき、各分野で制度的な対応に着実に取り組むとともに、サービス提供体制の整備を進めるなど、行政の責務として、福祉や子供・子育てに関する施策の充実を図ります。</p>	

2 健康づくりの推進と地域医療体制の充実

取組の方向性	関連する主な事業
<p><u>本市では、市民の健康寿命や平均寿命は国や府を既に上回っていることから、これらを延ばすだけでなく、すべての市民の生活の質（QOL）の向上を目指すことが課題となっています。</u></p> <p><u>このため、健康すいた21や健康寿命延伸にかかる庁内基本方針に基づき、日々の暮らしの中で、市民が意識しなくても健康づくりに取り組める仕掛けや、まちぐるみで自然と健康になれる環境をつくるとともに、健診などの保健サービスの充実を図ります。また、安心して医療が受けられるよう、地域医療体制の充実や、自殺対策計画に基づいた相談対応、連携の強化を図るなど自殺対策を進めていきます。さらに、本市の特色でもある健都に集積する資源を最大限活用し、健都を中心に市全体で健康・医療のまちづくりを加速させます。</u></p>	

3 青少年の健全育成

取組の方向性	関連する主な事業
<p>近年、いじめやひきこもりなどが社会問題となっているとともに、青少年を巻き込む犯罪などへの不安が高まっている中、青少年の健やかな成長を支える環境づくりが重要です。</p> <p>社会性や自立性を育むための地域での様々な活動や体験の機会の提供、また、非行防止に向けた啓発や指導を行うとともに、様々な課題を抱える青少年に対する相談体制の強化を図るなど、青少年の健全育成に向けた取組を進めます。</p>	

4 誰もが暮らしやすい生活環境の形成

取組の方向性	関連する主な事業
<p>高齢化の進行などにより、外出時の移動や住まいに不自由を抱えることがないように、様々なバリアの解消に向けた取組がますます重要となっています。また、地域活動の重要な場である公民館や市民センターなどの身近な公共施設は、老朽化に伴って、更新などにかかる経費が集中する時期を迎えようとしています。</p> <p>今後も、あらゆる人が安心して移動でき、社会参加しやすい環境の整備に努めるとともに、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが暮らしやすい生活環境の形成に向けた取組を推進します。</p> <p>また、より良い施設を長期的に安定して供給できるよう、計画的に公共施設の最適化を進めます。</p>	

5 就労と働きやすい環境づくりへの支援

取組の方向性	関連する主な事業
<p>働く意欲がありながら様々な課題により就労が困難となっている人への支援や、介護・保育など特定分野の恒常的な人材不足の解消が喫緊の課題となっています。また、生活の中で地域活動やボランティア活動が可能となるよう、だれもが働きやすい環境をつくる必要があります。</p> <p>JOBナビすいたの活用や関係機関との連携により、求職者一人ひとりの状況に応じた就労支援を進めます。また、労働時間の短縮や休暇の取得推進について広く啓発を行います。</p>	

■評価指標

指標	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和8年度)	備考
地域密着型サービスの整備箇所数 ①小規模多機能型居宅介護 ②看護小規模多機能型居宅介護 ③定期巡回・随時対応型訪問介護 看護 ④認知症高齢者グループホーム ⑤小規模特別養護老人ホーム	①8か所 ②1か所 ③2か所 ④17か所 ⑤6か所	①10か所 ②3か所 ③4か所 ④22か所 ⑤11か所	
障がい福祉サービスの利用者数等 ①ホームヘルプなど訪問系 サービスの利用者数(月平均) ②グループホームの利用者数 (月平均) ③移動支援事業の利用者数 (月平均) ④就労継続支援B型事業所に おける工賃平均月額	①1,089人 ②355人 ③1,078人 ④13,113円	①1,748人 ②637人 ③1,196人 ④16,840円	
留守家庭児童育成室入室児童数	3,243人	5,000人	
生活習慣改善に取り組む人の割合	61.7%	70%	
自殺者数の減少	49人	28人以下	
各中学校ブロックにスクールソーシャルワーカーを配置した時間数	8,469時間	15,738時間	
移動経路のバリアフリー化率 (整備済延長/全延長×100)	52.9%	100%	
JOBナビすいたの利用者数	5,050人	現状値の水準を維持	
「障がい者就職応援フェアInすいた」への参加者数	71人	現状値の水準を維持	